

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第17号

下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第22号 平成27年度下田市稲椋財産区特別会計補正予算（第3号）、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上11件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉君。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） おはようございます。

それでは、産業厚生常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。
- 2) 議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。
- 3) 議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)。
- 4) 議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。
- 5) 議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

2. 審査の経過。

3月3日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木市民保健課長、河井環境対策課課長補佐、長谷川産業振興課長、土屋観光交流課長、鈴木建設課長、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

土屋 忍君。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。

6) 議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）。

7) 議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（人件費）。

8) 議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）（人件費）。

9) 議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

10) 議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

11) 議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

2. 審査の経過。

3月3日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より須田企画財政課長、稲葉総務課長、黒田施設整備室長、井上税務課長、大石地域防災課長、楠山福祉事務所長、峯岸学校教育課長、鈴木生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

8番。

[8番 鈴木 敬君登壇]

○8番(鈴木 敬君) 議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場から意見を述べたいと思います。

この議案は、施設整備室を廃止しようとするものですが、その理由は、下田認定こども園及び下田市立学校給食センターの完成に伴い、組織機構の見直しを図るためとされております。確かに施設整備室は、第4次下田市総合計画に基づき、認定こども園、給食センター、図書館、新庁舎等を建設するために設置されたものでありますが、最も大きな目的は、やはり新庁舎建設を円滑に遂行するためであるということは明白であります。

その新庁舎建設は、12月議会において位置変更のための条例改正案が否決されて、現在、休止状態に陥っております。しかし、新庁舎建設は喫緊の課題です。政治的な思惑で先送りしたりするものではありません。

市長は、これまで新庁舎建設位置は敷根民有地しかない。6月の市長選において、市民に真意を問い、信任を得たならば、敷根民有地を推進したいと公言してこられました。その後、選挙戦実情の要請なるものかどうか分かりませんが、市民に愛される市庁舎をつくるため、原点に戻って、市民、有識者らと検討、論議して建設地を決める手続を踏むことにしたと表現をかえてきましたが、新庁舎建設が喫緊の課題であること自体は否定しておりません。

また、6月の市長選に今、出馬を表明している方も、敷根民有地には反対であるから、新庁舎建設は推進していくと表明しておられます。市長選の結果がどうであれ、7月からは新庁舎建設問題は再び動き出すのです。そのときに事務局を担っていくのは施設整備室であると思っております。

これから先、わずか三、四カ月の休止状態のために、施設整備室そのものを廃止してしまうというのはどういうことなのか。新庁舎建設を進めるに当たって、あえて施設整備室の存在は必要ないんだということなのか。それとも、7月以降に必要となったら、再度、施設整備室を設置すればよいということなのか。それこそ場当たり主義ではないでしょうか。新庁舎建設とは、そのような場当たりのものではないのでしょうか。私は、これからの下田のまちづくりの核となる事業であると、新庁舎建設は核となる事業であると確信しております。事業の継続性も必要であると思っております。

以上のような理由から、私は施設整備室の廃止に反対するものであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

施設整備室設置の目的は、認定こども園建設事業、給食センター建設事業、新庁舎建設事業の事務を所掌するものであります。今、こども園が終了、完成しました。給食センターも、この3月で完成いたします。

また、新庁舎建設を取り巻く現在の状況下、当面動きがとれない状況にあることはご存じだと思います。したがって、施設整備室廃止については適切なものと考えます。

よって、議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）に反対の討論をさせていただきたいと思えます。

委員会におきまして予算修正を出させていただきましたけれども、残念ながら可決されませんでした。しかし、この予算の持っております本質は何ら変わりません。その内容は、予算書の6ページに記載されております第3表の債務負担行為にかかわります補正についてであります。高齢者生きがいプラザ指定管理料の債務負担行為の変更ということですが、平成27年度より29年度までの債務負担行為を27年度から28年度まで、29年度分を削除してしまうという内容のものであります。これはご案内のように、議第39号で下田市の高齢者生きがいプラザ条例を廃止する条例が上程されておりますが、これに関連をしているものであります。

まさに高齢者の生きがいでありますこの施設を、県の庁舎の危機管理室の建設のために提供しようと、こういう内容を含んでいるわけであります。既に平成13年度から高齢者の皆さんが、市民がそれぞれ利用している施設であります。ご案内のように、陶芸の施設については、3団体の高齢者の皆さんが日々利用されている。さらに会議室や、お花やお茶のおけいこごとができるような施設を持っているわけであります。今使っている高齢者だけではなく、

今後利用するであろう高齢者の皆さんの生きがいプラザを、よほどの理由がなければ廃止していいなんという判断は、私はしてはいけなと、こう考えるものであります。

そもそも市民のための施設を県の危機管理のために提供する、この姿勢そのものが間違っているのではないか。楠山市政のあり方を市民のほうに顔を向けていない、県知事のほうに顔を向けている市政を進めていいのか。第1点は厳しく問いたいと思うわけであります。

そして、皆さん、百歩譲って、どうしても県の危機管理室がこの敷根に必要なだということになったと仮定いたしましても、交渉の中で、その高齢者の生きがいを少なくとも奪わなくて済むような代替施設をどのように県に要求し、建設することができるのか。廃止条例の前にきっちり交渉し、詰めていかなければならない課題があろうと思います。

実態的には、陶芸の窯をこの体育館の中庭の通路のわきに建てるんだと。あとの会議室であるとか、お茶やお花をする部屋は設定をしないと。ほかのところを利用すればいいんだと。施設としてはなくなってしまうという結果でしかないかと思うわけであります。そして、補償金を3,800万円余、県からいただければいいんだと、このような姿勢では本末転倒ではないかと私は思うわけであります。

しかも、つくったばかりの認定こども園の擁壁をつくり直す、あるいは認定こども園に行くところの駐車場のつくり直しをする線引きを改めてしてしまう。子供たちが通うこの認定こども園、少なくとも30年まで、完成までには何年かの工事期間がかかる。工事の作業用の道路も明確になっていない。検討はするという事態だけしかない。このような状態の交渉の事態で、この認定を債務負担の補正をし、さらに高齢者生きがいプラザの条例の廃止をするなど、してはいけな行政のあり方であると私は考えるものであります。

したがって、この補正予算の債務負担行為は実施をしない、削除し、第39号につきましても、検討をし直すという姿勢を市長に求めたいと思いますので、反対をするものであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

高齢者生きがいプラザの関係ですけれども、賀茂の防災の中核となる施設の建設が予定さ

れております。生きがいプラザの機能については、担保されると伺っております。

また、高齢者生きがいプラザ廃止条例が今議会に上程されております。その中には、平成28年11月1日が執行期限と、執行されるということであります。

よって、この廃止条例に適切な対応をした債務負担の変更であります。理路整然として変更されているものであります。これがおかしいと言うほうがおかしいことでもあります。

よって、適切な処理がなされた債務負担の変更だというふうに考えております。

以上の理由から、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）について賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎平成28年度施政方針

○議長（森 温繁君） 次は、日程により市長の施政方針のための発言を許します。

市長。

〔市長 楠山俊介君登壇〕

○市長（楠山俊介君） 平成28年度予算及び関連する諸議案のご審議をお願いするに当たり、所信の一端と主要な施策の概要を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成24年7月に市長就任以来、第4次下田市総合計画の将来都市像であります「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」づくりを目標に、市政を進めてまいりました。

これまでの成果といたしましては、経済、防災、医療等の分野におきまして「命の道」と称される伊豆縦貫自動車道全線の早期開通に向けて積極的に取り組み、この間の進捗は目覚ましいものがあつたと認識しております。

東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震・巨大津波の被害想定に対する防災対策につきましては、さまざま計画を策定するとともに、公助、共助、自助のそれぞれの必要性を認識し、ハード・ソフト対策の具現化を進めてまいりました。

平成26年8月には、賀茂地域で初めて県の総合防災訓練を実施し、県、自衛隊、賀茂地域の自治体等との連携を強化してまいりました。この貴重な経験を活かすためにも、県の進める危機管理機能の移転につきましては、できる限りの協力を惜しまない姿勢で臨んでまいります。

地域経済の活性化につきましては、「暮らす人も訪れる人も快適なまち『快国』下田」をテーマに、下田市観光まちづくり推進計画を策定し、観光を中核産業、総合産業、地場産業と位置づけ、各産業、各地域、全市民への循環型経済の構築を目指し、プロジェクトを推進してまいりました。

また、「一流の生活地こそ一流の観光地である」との考えに基づきまして、新たに「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」、「地域公共交通会議」や「総合教育会議」などの協議の場を設置し、各種の施策を展開するとともに、中長期的な視点で暮らしやすいまちづくりを実現するための基盤も整つたと認識しております。

人口減少、縮小社会への対応につきましては、県や賀茂地域等の自治体間との地方創生を支える産・官・学・金・労・言の各界各層との連携が機能的な環境が整つてまいりました。

平成28年度の市政を進めるに当たり、これらを継続し、その精度を高めるとともに、新たな視点、新たな方策を取り入れ、最少の経費で最大の効果が発揮できるような市政運営に努めることを改めて強く認識し、所信の一端を表明させていただきます。

予算編成の基本的考え方。

我が国経済の現状と地方財政の状況。

国が昨年11月に作成した「平成28年度予算編成の基本方針」におきまして、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みや、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取り組みといった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成27年度補正予算での対応とあわせて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処するとしています。

また、平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取り組みを加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取り組みを的確に予算に反映させるとしています。

平成28年度の地方財政対策におきまして、地方歳出の総額は85兆7,593億円、対前年度比4,883億円増（0.6%増）となり、一般財源総額につきましては、社会保障の充実分等を含め、前年度の水準を相当程度上回る61兆6,792億円（0.2%増）を確保するとし、このうち地方税及び地方譲与税を41兆1,344億円（2.4%増）、地方交付税の総額を16兆7,003億円（0.3%減）と見込んでおります。

下田市の財政状況。

本市経済は、緩やかな回復傾向にあり、平成26年度決算において、歳入では、市税が増加し、歳出では、社会保障関連経費が増加したものの、公債費が大きく減少したため、一般会計の経常収支比率は86.4%と、前年度に比べ0.4ポイント改善いたしました。

しかしながら、歳入におきましては、市税収入の増額や地方消費税交付金の増額が見込まれますが、地方交付税の減額の見込みなどを考慮する必要があるため、また、歳出におきましては、社会保障関連経費などのさらなる増加に対応しつつ、徹底した歳出のスリム化と歳入の確保に取り組み、安定的かつ健全な財政基盤を確立し維持していくことがこれまで以上に重要となっております。

健全な財政を維持しつつ政策課題を解決していくため、平成28年度予算編成の重点事業を「観光振興・経済活性化事業」及び「防災・安全対策事業」と定め、第4次下田市総合計画の基本計画に掲げた「政策推進」の分野で明示した優先的に取り組むべき事業と、下田市版総合戦略の4つの基本目標の実現に向けて、引き続きキャップ（重点増減）方式により、既存事業の再検討をするとともに、経常経費は対前年度90%の目標を設定し、予算編成に取り組むことといたしました。

また、成長と分配の好循環の実現に向けて、一億総活躍国民会議が取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等」において、消費喚起・安心の社会保障に対応する「年金生活者等支援臨時福祉給付金」、地方創生の本格展開を図る「地方創生加速化交付金」等への取り組みなど、3月補正におきまして、国の補正予算に対応する事業の実施など、平成28年度予定事業の一部前倒しをすることにより、切れ目のない予算執行に取り組むことといたしました。

予算規模。

当初予算規模は、一般会計及び9特別会計等を合わせて、185億2,282万円で、前年度に比べ3億9,510万円、2.2%の増となり、各会計間の重複額を除いた純計額では、172億385万4,000円で、前年度に比べ3億4,823万4,000円、2.1%の増となりました。一般会計は93億9,800万円で、前年度に比べ3億7,300万円、4.1%の増となりました。

重点事項。

まち・ひと・しごと創生総合戦略。

平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受けまして、本市におきましても、平成27年6月16日、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会を設置し、以降5回の会議開催を経て本年3月、「下田市将来人口ビジョン」、「下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

総合戦略では4つの基本目標を掲げており、目標1の「下田のプレゼンス向上のための観光づくり」につきましては、「魅力発信プロジェクト」として広範囲に本市の情報を発信する事業等を展開してまいります。

目標2の「下田の魅力を活かした交流産業づくり」につきましては、新規ビジネス応援プロジェクトの支援をしてまいります。

目標3の「下田の未来につなげる人づくり」につきましては、下田版ネウボラプロジェクトとして妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援を中心として、保護者

である母親や父親など家族全体の心身の健康サポートを行い子育て環境の充実につなげてまいります。

目標4の「下田に暮らし続けられる地域づくり」につきましては、健康増進プロジェクトといたしまして、医療や介護が必要になる前、予防対策として市民の健康的な生活を守る各種事業に取り組んでまいります。

これらの各事業を推進するとともに、PDCAサイクルによる検証を行い、改善を繰り返すことにより、各事業を見直してまいります。

第1、観光振興・経済活性化事業。

観光は本市の基幹産業であり、多くの市民に関係する総合産業であります。

市内経済の活性化、地域を豊かにするために観光振興は欠かせない重点施策と考えております。

そのことから、本年度におきましても、「暮らす人も、訪れる人も快適なまち『快国』下田」の実現に向け、観光まちづくり推進計画に掲げる「美しい里山づくり」、「世界一の海づくり」、「30カラース」、「美味しいまちづくり」の4プロジェクトをまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、さらなる推進を関係団体等と連携して実施してまいります。

観光まちづくり推進計画におきましては、観光を農林水産業、商業、製造業に至る全ての地域産業の魅力づくりと位置づけており、その実現のために、下田の魅力を発掘し、磨き、発信するという一連の行動をさまざまな主体が連携して行う必要があります。

また、各プロジェクトを成功に導くため、本年度も行政及び経済四団体の長で構成する観光まちづくり推進本部及び幹事会が中心となり、各プロジェクトの成果を評価・検証し、その結果に基づき、より効果的なプロジェクトに改善するよう努めてまいります。

さらに、下田のプレゼンス向上のため、豊富な地域資源等の魅力を国内外に伝える情報発信や、今ある魅力をさらに向上させるまちづくりを推進し、近年増加しているインバウンド需要につきましても引き続き事業を推進してまいります。

美しい里山づくりプロジェクトにつきましては、荒廃した森林を再生し、森の力を回復することで、昔ながらの美しい里山を取り戻すことを第一目標とし、国や県の補助制度を活用して間伐事業や森林経営計画支援等を実施し、森林整備を進めてまいります。

昨年度策定いたしました「美しい里山づくり基本構想」におきまして、須原地区の小鍋古道沿線の里山をモデル地区として、国の「地域おこし協力隊」制度を利用し、地域住民と調整を図り、森林資源の活用や美しい里山づくりの情報発信を行う協力隊員を募集し、地域住

民とともに地域の里山づくりを推進してまいります。

世界一の海づくりプロジェクトにつきましては、自然体験活動推進協議会を事業の軸とし、しーもん窓口での体験プログラム、ジオサイト情報等の一元化及び発信業務の機能強化を図るとともに、各種講座の開催や観光客が気軽に参加できる体験プログラムを企画してまいります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、サーフィン競技の会場誘致活動を行うとともに下田の美しい海とビーチ、文化を国内外に発信してまいります。

30カラーズプロジェクトにつきましては、リーフレットの発行や30ツアーズに加え、下田の特産品を活かした新商品の企画開発に取り組んでまいります。

美味しいまちづくりプロジェクトにつきましては、商工会議所や商店会連盟等の商工団体と連携し、事業を展開し、中心市街地への誘客を図るとともに、地域資源を活用し、下田ブランドへの認証につなげ、下田オリジナルの特産品や食に関するメニュー等の商品化を行いつつ、特産品の情報を市内外に発信し、さらなる販路拡大を図ってまいります。

住宅リフォーム振興助成金につきましては、建築業関係者への民間工事発注の増による経済波及効果を期待し、市内経済の活性化と市民の住環境向上のため、引き続き実施してまいります。

ふるさと応援寄附制度につきましては、さらに返礼品の種類を増やし、寄附制度の充実を図るとともに、地場産品を返礼品とすることにより、地域経済の活性化に努めてまいります。また、いただいた寄附金につきましては、各基金の目的に応じ積極的に活用してまいります。

第2、防災・安全対策事業。

防災・安全対策事業につきましては、東日本大震災を初め、全国各地で発生している大規模災害を教訓として、市民の生命と財産を災害から守り、地域社会の安心安全な暮らしを取り戻すため、ハード・ソフト両面からの備えある磐石な防災体制を構築し、自助、共助、公助の考えに基づく、災害に強い安心で安全なまちづくりを推進してまいります。

南海トラフの巨大地震を想定したシミュレーションによりますと、本市におきましては、後背地への避難が有効であることから、避難地・避難路の確保を軸に、各施設の耐震化などのハード整備を進めていくとともに、防災意識の啓発、地域住民による防災訓練の実施、防災教育の充実等のソフト対策を組み合わせることで減災対策を進め、職員の防災対応能力の向上のため、自衛隊等の防災関係機関と連携した図上訓練を実施するなど、過去の災害から得られた教訓を踏まえて災害対応能力の改善を図ってまいります。

消防施設の整備につきましては、第10次消防施設整備5か年計画に基づき、第3分団第2

部の小型ポンプ積載車の更新を行うほか、第5分団第1部と第2部の統合に伴う詰所の新築、第7分団全体の統合に伴う詰所の新築を行い、消防団詰所の津波浸水区域外への移転や耐震性の確保を図ってまいります。第7分団詰所に災害時の活動拠点となる防災センターを併設し、防災知識の普及啓発や地域防災力の向上を図ってまいります。

また、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と住民の防災意識の向上を目的として、県、市、防災関係機関及び地域住民が連携し、土砂災害・全国統一防災訓練の日に、情報伝達手段及び避難場所、避難所、避難経路の確認など、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練を実施してまいります。

大規模災害時における初動期の対応につきましては、行政だけで全てに対応することは困難でありますので、地域における自発的な共助による防災活動を推進するために、これまでよりも強固な防災組織相互による情報交換や支援体制づくりの場として、自主防災活動の充実強化に向け、官民一体となって取り組んでまいります。

さらに、導入を進めている避難行動要支援者名簿を活用し、避難において支援を必要とする方を把握し、防災関係機関や自主防災組織等と連携して要配慮者に対する支援が行えるよう、体制の整備に努めてまいります。

高度経済成長期に集中的に整備されてきた道路施設の老朽化に対しましては、定期点検を継続して実施してまいります。特に橋梁は、市民生活に与える影響が大きいため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、耐震補強事業を継続的に実施してまいります。

第3、子育て支援・教育振興。

全国的に、人口減少、少子化が課題となっている中、本市におきましても、子育て支援・教育振興の面で、各種の対策を着実に実施することが求められております。

平成26年度に策定しました「下田市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「生みたいまち、育てたいまち、しもだ」に基づきまして、計画推進の3つの視点「子どもが主役」、「子育ては家庭から」、「地域の連携」を目標に、安心して子供を生み、育てることができ、地域社会の中で豊かに健やかに育つことができる環境を整備してまいります。

子育て支援アプリにつきましては、妊娠、出産から育児、子育てまで、役に立つ幅広い情報を配信して、子育てを支援してまいります。

安心して子供を生み育てやすい環境整備といたしましては、妊娠早期から健診を行い、乳幼児の健やかな成長のために、赤ちゃん訪問、育児相談、乳幼児健診に取り組んでまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減につきましては、児童手当や子ども医療費の給付により、次世代を担う子供たちの健やかな発育を支援してまいります。生活の安定と自立を促進するため、ひとり親家庭等に対する児童扶養手当、母子家庭等医療費の給付、就学支援事業費助成金を交付し、児童及び保護者を支援してまいります。

支援が必要な子供及び家庭への対応につきましては、賀茂児童相談所や教育機関等との連携を強化し、家庭児童相談員とともに、相談業務を実施してまいります。

教育振興につきましては、新教育委員会制度のもと、昨年度策定いたしました「下田市教育大綱」の基本理念「開国のまちから 夢をつなぐ 未来の人づくり 自ら学ぶ人づくり」に基づきまして、急激な社会情勢の変化に対応した人材を育成するため、教育の高度化はもとより、幼児教育から義務教育、高等教育への一貫した教育や、地域と一体となった教育を推進し、学習環境の向上に努めてまいります。

第4、広域連携。

伊豆地域の広域連携につきましては、「伊豆はひとつ」という理念のもと、昨年度、伊豆半島7市6町により「美しい伊豆創造センター」が設置されました。広域観光推進としまして、このセンターを中心に、県、構成市町等との連携を強化し、伊豆を一つとした世界水準の観光地域づくりの取り組みを行うとともに、伊豆半島ジオパークの世界認定を目指してまいります。

県と賀茂地域6市町の広域連携につきましては、昨年4月に、県主導のもと、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の連携の強化、一体的な振興を図ることを目的として、賀茂地域広域連携会議が設置されました。

この会議におきましては、連携できる行政分野の検討が行われ、消費生活センターの共同設置及び税の徴収業務の共同処理を行っていくこととなりました。

消費生活センターの共同生活につきましては、本年度4月に、「賀茂広域消費生活センター」を設置し、消費生活相談の効率的な運用を図ってまいります。

税の徴収事務の共同処理につきましては、本年度4月に、「賀茂地方税債権整理回収協議会」を発足し、それぞれの自治体が職員を派遣し、効率的な税の徴収事務に取り組んでまいります。

今後、教育委員会の共同設置、監査事務の共同化、災害時における人的技術的支援体制の構築、地籍調査の共同実施、地域包括ケアシステムの構築・運用につきましては、広域連携の実現に向けて、協議検討を行ってまいります。

第5、行財政改革。

行財政改革につきましては、「第6次下田市行財政改革大綱」の基本理念のもと、「行政組織の効率化」、「事業の効率的な実施」、「公共施設の効率的な運営」、「市民サービスの充実と適正化」、「安定した財政基盤の確立」の5つの基本方針を推進するため、各取り組みを実施するとともに、その進捗状況を管理してまいります。

公共施設の管理につきましては、老朽化した公共施設等を長期的視点に立ち、統廃合、長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

定員管理につきましては、昨年4月1日に第4次定員適正化計画が終了したことに伴い、平成30年4月1日までを計画期間とする第5次定員適正化計画を策定いたしました。初年度となる本年度当初の職員数は、政策課題への対応等を考慮し、当初計画どおりの配置を予定しております。

本年度は、職員の時間外勤務状況や健康管理に引き続き配慮するとともに、所属間・職員間における横断的な応援体制も構築し、働きやすい環境をつくり出すための職場管理に努めてまいります。

なお、昨年度に試行した人事評価制度につきましては、職員が果たすべき職務をどの程度達成したのかを把握する業績評価と、職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握する能力評価の2つの柱を骨格とする制度として本格的に導入してまいります。

組織機構につきましては、認定こども園や給食センターの建設事業が終了したことなどに伴い、所掌事務を整理するため、施設整備室を廃止し、新庁舎の建設と県が進める危機管理機能移転の調整等の事務に対処するため、総務課内に新たな係を設置いたします。

また、今後想定される新庁舎の建設と新たな行政課題や多様な住民ニーズにこたえるため、引き続き行財政運営の効率化に向けた組織機構の見直しについて検討してまいります。

主要施策とその取り組み。

平成28年度の主要施策とその取り組みにつきましては、第4次下田市総合計画の施策体系に基づきご説明申し上げます。

1、「美しいまちづくり」について。

(1)「美しい環境づくり」について。

自然環境の保護・保全につきましては、下田市環境基本計画の目標としております「将来にわたって自然と人が共生できるまちの実現」のため、太陽光エネルギーの利用を促進し、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し助成してまいります。

景観形成につきましては、景観に関連する貴重な資源の中で、市民が誇りに思い、次代に継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさを感じられるものを下田まち遺産としております。これらの下田まち遺産を広く市民に知っていただくため「下田まち遺産手帖」を引き続き発行してまいります。

下田まち遺産を子供たちに理解してもらうことを目的に「こどもシンポジウム」を開催するとともに、景観まちづくり基金を活用し、下田まち遺産の保存を支援してまいります。

都市計画マスタープランの方針に基づき、都市再生整備計画事業を活用し、景観まちづくりを推進してまいります。

屋外広告物につきましては、良好な景観を維持するため、本市独自の設置基準等を視野に入れながら、違反広告物の除却や指導を県や他市町と連携して取り組んでまいります。

公害防止につきましては、市民の日常生活及び事業場の活動に起因する大気汚染、水質汚濁、悪臭等の苦情や公害に対しまして、地域住民の皆様や関係機関のご協力をいただきながら適切な対応に努めてまいります。

産業廃棄物の処分及び処分場につきましては、地域住民の皆様や関係機関と連携し、立入調査を実施するなどの確に状況を把握し、厳正な監視と行政指導を行ってまいります。

ごみの不法投棄につきましては、地域住民の皆様や関係機関と連携し市内各所の環境美化に努めてまいります。

ごみの減量化と再資源化につきましては、市民の皆様のご理解とご協力により効果を上げておりますが、より一層の減量と再資源化に努め、循環型社会の実現を目指してまいります。

収集業務の民間委託につきましては、市民サービスの向上のため行政責任の確保に留意しつつ効率的な収集体制を構築してまいります。

(2) 「身近な生活環境づくり」について。

上水道事業につきましては、安心して安定した水道水を供給するため、将来を見据えた経営計画に基づき、水道の「安全、強靱、持続」を確保してまいります。配水池や老朽管の更新につきましては、水需要推移の適切な予測をもとに、再編整備も考慮し、予想される地震等の不測の事態に備え、耐震性を重視した施設の改良事業を進めてまいります。

快適な生活環境づくりにつきましては、保健衛生の向上と文化的生活を確保するため、第6次拡張事業計画に基づき、引き続き未給水地域の解消に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づき、下水道施設の機能回復のため、老朽化した施設の機器更新や改築を進めてまいります。

また、下水道総合地震対策計画を策定し、計画に基づいた下水道施設の耐震化により、重要なライフラインである下水道の防災、減災対策を進めてまいります。

管渠整備につきましては、引き続き事業計画区域内の未整備地域を対象として整備を推進してまいります。

また、国は汚水処理施設整備10年概成を目標に掲げており、本市におきましても、下水道アクションプランを策定し、汚水処理施設整備のあり方と今後の方向性を定めてまいります。

公共下水道事業の経営健全化に向けた取り組みといたしまして、今年度から3カ年をかけて地方公営企業会計の導入を進め、資産の状況等を的確に把握し、今後必要となる費用の平準化や、下水道使用料の適正化を進めてまいります。

快適な生活環境を創出するためには、下水道の整備はもとより、下水道を利用していただくことが必須となりますので、水洗化率の向上に向けて、引き続き下水道の広報等による啓発活動を実施してまいります。

田牛漁業集落排水事業につきましては、清潔で快適な生活環境の提供と地先水域の水質保全を図るため、集落排水処理施設機能保全計画に基づき、機器更新工事を行うとともに、適正な施設管理と安定した経営に努めてまいります。

下水道事業及び田牛漁業集落排水事業区域外で、単独浄化槽から合併浄化槽への設置替者に対する助成につきましては、河川海岸の水質向上及び適切な下水処理のため引き続き普及促進に努めてまいります。

都市公園につきましては、市民スポーツの拠点となる敷根公園を初め、魅力あるあじさい園や下田城址を有する下田公園など、9カ所の都市公園があり、レクリエーションや親子で楽しむ憩いの場としての利用もできる安心安全な公園として管理してまいります。本年度は、下田公園入口にある公衆トイレの改修、敷根公園のトイレの洋式化及び健康広場の改修を実施してまいります。

豊かな自生植物や美しい自然景観を有する爪木崎自然公園、寝姿山自然公園につきましては、市民の健全な憩いの場としての活用と、観光客に景勝地を訪れる喜びとすばらしい自然環境の中で安らぎを体験できる場を提供するため、自然環境の保護、保全を推進してまいります。爪木崎自然公園におきましては、花園、温室等施設の適正な管理に努めてまいります。

市営住宅につきましては、住宅困窮者に対応するため、適正な維持管理に努めるとともに、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改修・解体等の詳細スケジュールを検討してまいります。

個人住宅等につきましては、地震に備え、建物の崩壊による避難路閉塞等を防ぐための耐震性向上の啓発・支援を行い、安全な住環境の推進に努めるとともに、空き家の実態調査を行い、危険な家屋等に対しまして、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の適用を検討してまいります。

河川につきましては、美化活動を初め、身近な環境保護活動に取り組み、快適な水辺空間を維持、創出するため、リバーフレンドシップ制度の推進を図り、市民との協働により、景観や生態系の保全に努めてまいります。

2、「人が輝くまちづくり」について。

(1)「自ら学ぶ人づくり」について。

生涯学習につきましては、市民の教養、体力、健康の増進等を図るため、各種生涯学習活動の充実を図るとともに、指導者の育成に努めてまいります。

公民館につきましては、本年度も地域の皆様に説明と協議を行い、統廃合を推進してまいります。

図書館整備につきましては、引き続き新しい時代の課題や利用者のニーズについて調査研究を行い、よりよい図書館の整備に向けて準備を進めてまいります。

文化・芸術につきましては、特色ある歴史や文化財、伝統的建築物の民家や商家、寺社、まちなみなど、後世に残すべき価値ある施設の保存に努めてまいります。

文化財の良好な保存環境を維持するため、国指定重要文化財大日如来坐像の修繕及び収蔵庫の改修に対して助成をしてまいります。

スポーツ活動につきましては、NPO法人下田市体育協会などと連携した総合的なスポーツの振興を図り、地域のスポーツ活動の機会を創出するとともに、サーフィン、スタンドアップパドルボードなどのマリンスポーツの普及、それを通じた世代を超えた交流と健康づくりに努めてまいります。

(2)「未来の人づくり」について。

就学前教育につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、教育・保育の一体的な推進が求められており、保育所、幼稚園、認定こども園の交流や連携を通じて、就学前教育の充実努めてまいります。

学校教育につきましては、豊かな感性を育む教育活動を推進していくため、奨学振興基金を活用し、中学生のニューポート市派遣事業、教育資金利子補給事業、就学奨励金の給付事業に加え、児童・生徒の郷土を愛する心を育成する「体験プログラム事業」への助成を実施

するとともに、コミュニケーション能力の素地を養う英語教育の充実を図るため、英語力向上プロジェクト事業を展開する学校への助成を実施してまいります。また、教育振興基金を活用し、各学校に配置する外国語指導助手（ALT）の増員を図ってまいります。

学校施設の整備につきましては、生活様式の変化に対応して、校舎内トイレの洋式化を推進してまいります。

小学校につきましては、継続して理科支援員と学校司書を配置し、教科指導の充実や読書環境の整備を図るとともに、電子黒板用教育ソフトによる情報通信技術（ICT）教育環境の向上を図ってまいります。

中学校につきましては、学習指導要領に対応した教材備品の整備により、教育環境の充実を図るとともに、継続して電子黒板用教育ソフトの整備をしてまいります。

特別支援教育につきましては、支援を必要とする児童生徒に対し、障害に応じた適切な対応ができるよう支援員の配置と、臨床心理士による教育相談の実施により、きめ細かな対応に努めてまいります。また、適応指導教室では、指導員による支援により、不登校児童生徒の学校復帰や不登校の未然防止に努めてまいります。

学校再編整備につきましては、下田市総合教育会議において協議・調整するとともに、保護者や地域住民等、関係者の声を聞きながら、早期の実現を目指してまいります。

下田市立学校給食センターにつきましては、学校給食の調理配送等の業務を民間事業者に委託し、安心安全な学校給食を提供してまいります。

青少年健全育成につきましては、非行を初めとする青少年の問題行動等を防止し、青少年を健全に育成するため、関係機関や地域・学校・家庭との連携を深め、心身ともにたくましい青少年を育成してまいります。

○議長（森 温繁君） 市長、ストップしてください。

市長の発言の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

午前11時13分休憩

午前11時23分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き市長の発言を続けます。

〔市長 楠山俊介君登壇〕

○市長（楠山俊介君） では、続けさせていただきます。

3、「活力あるまちづくり」について。

(1)「元気なまちづくり」について。

農業につきましては、遊休農地の拡大防止と解消を図るため、農地中間管理事業を利用した農地の貸し借りを通じて、農業経営の規模拡大や集団化を行います。

さらに、稲梓地区では中山間地域等直接支払制度を利用した集落での共同取組作業を継続いたします。

新規就農者への支援につきましては、経営開始型による青年就農給付金の支給を行ってまいります。

経営所得安定対策につきましては、国の農業政策の動向を注視しつつ、農業経営の安定に努めてまいります。

有害鳥獣被害対策につきましては、賀茂猟友会下田分会、地元関係団体等と連携して鳥獣被害の軽減に努めてまいります。また、狩猟経験のある臨時職員2名を昨年度に引き続き雇用し、有害鳥獣対策について強化を図るとともに、狩猟免許取得助成や有害獣駆除に対する捕獲報償金制度も継続して実施してまいります。

林業につきましては、林業経営の状況が極めて厳しい中、国や県、伊豆森林組合を初めとする地域の林業事業体と連携し、森林の公益機能を発揮させ、良好な森林環境の整備を図るため、各種補助事業を活用した間伐を行い、森林保全に努めてまいります。

水産業につきましては、地先の沿岸漁業の発展を図るため、稚貝、稚魚の種苗放流事業に助成し、水産資源の育成と活用の拡大努め、水産物の安定供給を推進してまいります。

下田港の漁獲水揚げ高の増加による漁協経営の安定化及び市内経済の活性化を図るため、引き続き外来漁船団の誘致をしてまいります。

漁港施設につきましては、引き続き機能保全計画に基づき、施設の機能保全を図るとともに、既存漁港施設の適正な維持管理を行ってまいります。

観光振興につきましては、市内観光関係団体やさまざまな団体と連携し、黒船祭、あじさい祭、水仙まつり等の各種イベントを実施するとともに、自然や歴史を初めとする下田の魅力向上、情報発信に取り組んでまいります。

観光施設の管理につきましては、定期的に施設を巡回し、適正な管理に努めてまいります。

外ヶ岡交流館管理運営事業につきましては、指定管理者である一般社団法人下田市観光協会を通し、情報を一元化して発信することで、道の駅としてのサービス向上に努めてまいります。また、修繕計画に基づいた計画的な維持管理を実施してまいります。

商工業につきましては、「下岡蓮杖プロジェクト」を展開し、若者の写真ブームを取り込んだ誘客や情報発信に取り組んでまいります。

また、「地域おこし協力隊」制度を活用し、中心市街地の空き店舗の利活用や各種イベント等に関する市内外への情報発信を行い、商店街を中心とした活性化に取り組んでまいります。

下田商工会議所青年部が制作したマスコットキャラクター「ぺるりん」を活用し、市内外のさまざまなイベント等に参加・交流することにより、より一層の下田のPRを図ってまいります。

中小企業の金融施策につきましては、小口資金融資への利子補給の実施のほか、セーフティネット貸付による中小企業の資金繰り対策の支援をしてまいります。

(2) 「交流を促す基盤づくり」について。

伊豆縦貫自動車道につきましては、産業活性化のほかにも、救急搬送等の医療活動や、災害時の救援活動等の面で大きな役割を担う道路として、多様な整備効果が期待されています。安心安全な市民生活の確保や、地域創生に向けたまちづくりを進めていく上でも重要な社会基盤となることから、早期開通に向けて事業が推進されるよう、関係機関との連携及び事業協力に、積極的に取り組んでまいります。

河津下田道路のⅠ期区間では、地元説明会を開催し、用地交渉を進めるとともに、Ⅱ期区間では、引き続き河津町側での本線工事と、下田市側における用地交渉を進めてまいります。

市道の管理につきましては、市民からの要望も大きなものとなっており、市民生活の安全安心に必要不可欠であるため、適切な管理に努めてまいります。

また、橋梁とトンネルの定期点検を継続して実施し、老朽化施設に対しまして効率的な維持管理を行ってまいります。

避難港である下田港につきましては、外防波堤整備事業が進められており、泊地の拡大及び津波対策の効果が期待されることから、事業推進の要望活動に取り組んでまいります。

下田港を利用する漁船の係留場所不足対策として外ヶ岡物揚棧橋の整備が進められております。本年度には第4バースまで完成予定となっており、大型漁船の物揚げ利用に順次供用開始されております。

防災、減災面の強化と港湾機能充実のため今後も事業を推進するとともに、道の駅開国下田みなとやまどが浜海遊公園を初めとする臨港部施設を基盤に、人の集まるにぎわいの場の創出に努めてまいります。

地域公共交通会議につきましては、「地域公共交通基本計画・交通網形成計画」に基づき、地区ごとの事情に対応した交通網の再編を目指し、市民生活はもとより、訪れる方々のための公共交通体系のあり方を地域の実情にあわせて検討し、よりよい公共交通の体系づくりを進めてまいります。

4、「安心なまちづくり」について。

(1)「人にやさしいまちづくり」について。

地域福祉につきましては、第3次下田市地域福祉計画に基づく施策を推進するため、社会福祉法人下田市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、助け合い支え合う地域社会の形成に努めてまいります。

避難行動要支援者に対しましては、要支援者名簿を整備し、災害時の要配慮者・要支援者対策への活用を図ってまいります。

下田市民生委員・児童委員につきましては、地域福祉推進のかなめとして住民に最も近い立場で相談支援を行っており、今後もその活動強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、「下田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育と教育が一体となった総合的、計画的な子育て支援サービスに努めてまいります。

施設型子育て支援サービスの中核となります保育所、認定こども園につきましては、就学前教育と児童福祉との連携を図り、保護者の多様化するニーズに沿ったサービスの提供に努めてまいります。

地域型サービスにつきましては、拠点となる地域子育て支援センターの子育て支援機能の充実強化を図るとともに、ファミリーサポートセンターや緊急リフレッシュ保育など既存事業の周知を行い、サービスの拡大に努めてまいります。

また、子育て支援に携わる民間団体や関係機関でつくる下田子育て支援ネットワークの拡充を図り、地域一丸となった子育て支援の推進に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、ごみの特別在宅収集、給食サービス、緊急通報システム等の在宅福祉サービスの充実を図ることにより、在宅高齢者の安否確認に努め、住みなれた環境のもとで心豊かに自立した日常生活を送り、安心して暮らすことができる環境づくりを推進してまいります。

高齢者の知識や経験を地域生活に生かし、生きがいを持った生活ができるように、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援してまいります。

高齢者福祉の増進のため、総合福祉会館の利活用を図り、高齢者福祉施設としての利用促

進に資する、適切な管理運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正な運営に努めてまいります。

要介護・要支援認定者が急速に増加し、介護サービスの利用も増加する中で、要介護等の状態となっても可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進してまいります。

本年度は、在宅医療・介護連携の業務を賀茂圏域で連携して行い、介護予防・日常生活支援総合事業を前倒して実施してまいります。認知症への初期対応、生活支援サービスの体制整備等につきましても、事業の開始に向けて、県、医師会、拠点病院、介護事業所、関連機関、市民との連携強化に努めてまいります。

障害者（児）福祉におきましては、障害のある人が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるまちを目指すため、第2次賀茂地区障害者計画及び第4期賀茂地区障害福祉計画に基づき、相談支援、補装具や日常生活用具の給付、医療費の助成、自立支援給付等の充実を図り、必要に応じて適切な障害福祉サービスを実施するとともに、社会参加の推進や関係機関との連携を深めるなど障害者（児）等の福祉の増進に努めてまいります。

（2）「健やかなまちづくり」について。

歯科口腔保健事業につきましては、歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携を図り、健康で質の高い生活が送れるよう、成人歯科検診などに取り組んでまいります。

がん検診につきましては、検診の重要性の啓発を図り、受けやすい体制整備に努め、受診率の向上を目指してまいります。

予防接種事業につきましては、確実に安全なワクチン接種と接種率の向上に努めてまいります。

救急医療体制につきましては、賀茂圏域内の医療機関、賀茂医師会、消防機関等と緊密に連携し、救急体制の確保と充実強化を図ってまいります。

生活保護につきましては、被保護世帯の状況に応じた生活支援、就労支援等により自立に向けた支援を進め、生活保護の適正実施に努めてまいります。

生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を実施し、生活保護に至る前の生活困窮者を総合的に支援してまいります。

国民健康保険につきましては、特定健康診査の結果やレセプトなどの保険情報を活用した下田市データヘルス計画に基づき、生活習慣病の予防対策や疾病の早期発見等を図ってまいります。

人間ドック受診者への助成や受診勧奨事業を初めとした特定健康診査の受診率の向上、特定保健指導の強化を図るとともに、医療費適正化に向けた取り組みを行い、保険財政の健全化に努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、後期高齢者医療広域連合に職員1名を派遣し、連携を図りながら適切な医療の給付を行うとともに、高齢者医療制度や保健事業の周知に努め、関係機関と共同して高齢者医療制度に取り組んでまいります。

(3) 「市民の安心づくり」について。

避難地避難路の整備につきましては、春日山遊歩道を有効活用し、自然と触れ合いながら、散歩などが楽しめる遊歩道を整備するとともに、災害時における避難路としての機能を付加することにより、防災安全性を高めるなど、市民及び観光客に対しての安心安全の向上を推進してまいります。また、自主防災会の災害用避難施設の整備に対する支援を行い、安心の確保に努めてまいります。

大規模災害時の対策につきましては、伊豆半島において道路等の機能支障に関する想定は1週間以上続く見通しであり、支援物資の供給が困難となり、物資の不足により避難生活に支障を来すことが考えられます。そのため、発災から7日間に必要とする物資を賄うことができる備蓄目標を立て、住民への備蓄を呼びかけるとともに、市においても計画的な備蓄を進めてまいります。

災害発生時には、自助、共助、公助の連携が重要となることから、共助のかなめとなる自主防災組織が取り組む防災訓練や視察研修に対し、積極的に支援を行うとともに、自主防災の担い手となる防災リーダー、中学生、高校生などの若い力の育成に努め、地域における防災力の向上を図ってまいります。

土砂災害から市民の生命、財産を守るため、安全な宅地開発や建物建築の規制を行うとともに、急傾斜地法に基づき、吉佐美多々戸、河内松尾、広岡理源山、立野安城山の4カ所において急傾斜地崩壊対策事業を実施してまいります。

既存建築物の耐震化を促進するため、TOUKAI-0を活用し、住宅の耐震診断や耐震補強への助成、避難路の安全確保のためのブロック塀の撤去等を引き続き支援してまいります。

消防団活動につきましては、従来の消火活動に加え、災害時の救助支援、防災知識の普及啓発、応急手当等の普及指導など多様な活動が期待されていることから、これらに対応する消防団の体制整備等について充実強化に努めるとともに、常備消防等との連携を図ってまいります。

消防団員の積極的な雇用や消防団の活動環境の改善を図るため、消防団活動に協力する事業所に対し、その社会貢献を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を推進してまいります。

多発する交通事故に対しましては、人命尊重を優先するとの認識のもと、国や県の対策と協調して、交通安全対策を推進してまいります。

交通安全運動の推進につきましては、市民の交通安全意識の高揚を図るべく、早目のライトの点灯を呼びかける「ピカッと作戦」や自転車の安全利用の推進、各季交通安全運動の開催、飲酒運転根絶パトロールの実施など、警察を初めとする関係機関や地域と一体となった各種活動を推進し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、安全で快適な交通社会の実現に努めてまいります。

防犯対策につきましては、悪質な販売方法によるトラブルや振り込め詐欺を未然に防止するため、消費生活に関する情報の収集や提供に努めるとともに、警察、金融機関と連携して予防対策を講じてまいります。

温室効果ガスの排出抑制、防犯灯の管理の効率化、防犯効果の一層の向上を図るため、市内に設置されている防犯灯の現況調査を行い、防犯灯のLED化、適正配置に係る計画の策定に努めてまいります。

5、「持続発展できるまちづくり」について。

(1)「ともに築くまちづくり」について。

人権活動につきましては、人権擁護委員活動を支援することにより人権擁護に努め、広報、学校訪問等の機会を活用して人権尊重の意識を社会に広めるための啓発活動を推進してまいります。

男女共同参画につきましては、第2次下田市男女共同参画推進プランに基づき、「男女共同参画の実現を目指す市民懇話会」と連携・協働し、市町と県との共催事業を活用した講演会等の開催や定期的に男女共同参画情報の広報「しもだ」への掲載により、男女共同参画社会づくりに関する一層の意識改革を進め、制度の実効性を高めることを目標に施策を推進してまいります。

本年度で33回となりますニューポート黒船祭には、議長を団長として、昨年度に引き続き

中学生を含む訪問団で参加し、先人が築き上げてきた友好のきずなをより確実なものとするため、より強く深い交流の実現を目指してまいります。

中学生にとりましては、異文化に直接触れ、国際感覚を身につけることのできる貴重な機会であるため、下田市奨学振興基金を活用し、国際社会に貢献できる人材育成に努めてまいります。

沼田市とは昭和41年5月に姉妹都市提携を締結して以来、沼田まつり、黒船祭等におきまして、相互交流を深めてまいりました。

本年度は、沼田市との姉妹都市提携50周年を迎えることから、市民や経済団体等と連携し、交流事業や記念事業を実施してまいります。

昨年度、姉妹都市提携40周年を迎えた萩市につきましても、さらなる友好を深めてまいります。

日露交流発祥の地として、「北方領土の日」を記念した史跡巡りマラソン大会や下田国際友好コンサートのほか、民間団体主催のイベント実施等、日露間の友好と相互理解及び交流の促進に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の所信の一端と施策の概要を申し上げましたが、市政運営につきましては、最大限の努力を傾注する所存でございますので、市民の皆様並びに議員各位の市政に対する温かいご理解とご協力をお願いする次第でございます。

○議長（森 温繁君） 以上で施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（森 温繁君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6名であり、質問件数は15件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、下田市将来人口ビジョンについて。2、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。3、新庁舎建設問題の現状について。

以上3件について、8番 鈴木 敬君。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

○8番（鈴木 敬君） かいかくの鈴木 敬です。

通告に従って一般質問を始めたいと思います。

まず、下田市将来人口ビジョン案についてお聞きします。

これは先日の議会全員協議会において、市当局より配付されたものですが、下田市の現状が数値化されて示されているので、現状とここに至った主な要因と、これからの課題について、そして将来展望についてお聞きします。

まず、人口動向について、将来人口ビジョン案には次のように記述されています。

第1点は、人口減少が続いていること、ピーク時の1975年には3万1,700人だった人口が2016年1月1日現在、2万3,172人なり、ピーク時に比べ27%の人口減となっております。

第2点は、少子高齢化が急速に進行していること。年少人口を見ると、2000年には3,515人いたのに、2015年には2,500人と約1,000人減少しております。また、高齢者の割合は、2000年には24.7%であったものが、2015年には37.8%にまで高まっております。

第3点は、人口減の背景に死亡者数と出生者数との差である自然減が増加していること。さらに、若い世代における転出傾向が顕著であり、大半が転出したまま帰ってこないこと。

第4点は、地区別の人口動向に差があることとあります。この点については、資料をもう一度点検しなければならないなというふうなことらしいのですが、このような下田市の人口動向の意味するところをまずお聞きします。

次に、将来人口の推計について。

ここでは、2040年までの人口推計をパターン1、国立社会保障・人口問題研究所の推計と、パターン2、日本創生会議の推計及び静岡県合計特殊出生率を2.0に設定した場合の推計値などとして提示してあります。

注目すべきは、やはり日本創生会議が2014年5月に発表した将来人口推計パターン2で、それによると、2040年には下田市の人口は1万3,716人にまで減少する。さらに、子供を生き育てられる20歳から39歳までの若年女性人口が現在に比べ約60%も減少し、下田市は消滅可能性都市になってしまうというものでした。この推計をどのように受けとめればよいかお聞きします。

次に、人口の将来展望について。

将来展望に必要な事項の分析として、1、結婚、出産、子育てに関する事項。2、産業、雇用に関する事項。3、地域間交流に関する事項。4、財政に関する事項。5、住民意向等に関する事項等が挙げられております。これらは人口動向の現状を説明するものであり、また将来展望の根拠ともなるものであると思います。これらの事項の数値について簡単にご説明いただき、主にどのような要因によってこのような数字となったのかをお聞かせください。

下田市の人口における主要課題として、以下の2つの視点からの条件を仮定して、将来人

口を設定しますと書いてあります。

その1つは、少子化への対応、2040年までに合計特殊出生率を2.07に誘導する。

2つ目は、人口流出の抑制。2040年までに純移動率をゼロに誘導するというものです。かなり厳しい条件であり、実現の可能性がかなり少ないと私は思います。これらの2つの条件が実現するには、どのような方策が必要なのか。また、実現した場合、2040年における下田市の人口はどのぐらいの値、数値が推計されるのかお聞かせください。

続いて、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略案についてお聞きします。

これは先ほどの下田市将来人口ビジョンに基づいて、それとの関連の中でつくられたものであると思いますが、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお聞きします。

平成26年12月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。その目的は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとあります。この創生法に基づいて、下田市は将来人口ビジョンを作成し、このたび総合戦略が策定されました。内容について見てみたいと思います。

この総合戦略は、4つの基本目標から構成されているので、それぞれについてお聞きします。

まず、基本目標の1、下田のプレゼンス向上のための観光づくりについて。その中の施策の1では、下田市の魅力を伝える効果的な情報発信を挙げております。そして、具体的な重点プロジェクト1として、魅力発信プロジェクトを提案しております。

これまで下田の数々の観光イベントにおいて、当初期待したような成果が上げられなかったときに、その理由として、情報発信が不十分であったためであると言われてきました。それらは、大半は十分な成果を上げられなかった言いわけなのですが、しかし、しっかりと情報発信をし、受け入れ体制を構築することができていれば、観光的イベントはもっと成果を上げていただろうと思われることは多々あります。いかに下田の情報発信を行うか、今や情報発信力の強さが、そのまちの強さともなっております。

例えばふるさと応援寄附事業にしても、今、下田のまちはどのような状況にあるのか。そして、下田のまちはどのようなまちづくりをしようとしているのか。具体的にわかりやすく発信しなければなりません。もちろん返礼品についても、その内容、品数なども、もっともっと増やしていかなければなりません。

また、フィルムコミッションも、下田独自のものをつくる必要があります。伊豆フィルムコミッションがあるから、下田はその一部でよいのではないかという姿勢では、何も始まりません。

既に河津町は、伊豆河津ロケーションサービスなるものを立ち上げ、官民挙げて映画やテレビのロケ誘致に取り組んでいます。今の下田は、周りの河津町や南伊豆町や、その他のまちに比べても、どうも立ち遅れているような気がしております。

その意味でも、情報をハードの面からも、ソフトの面からも、統一的に所轄していく情報通信課を新設する必要があると私は思っております。いかがでしょうか。

次に、施策の2、自然・食・歴史・人を活かした魅力を向上させるまちづくりの中に、龍宮窟活用事業があります。これは「SHIMODA LOVING VOICE」の開催業務委託のことらしいですが、龍宮窟で言えば、田牛の集落との連携をもっと強めることが必要だと思います。具体的には、青少年海の家を活用し、地場製品の加工、製造、販売拠点をつくる。そこに地元のお母さんたちを雇用する。田牛の集落と龍宮窟がより一体化することによって、より多くの観光誘客が図られると思っております。

次に、基本目標2、下田の魅力を活かした交流産業づくりについてお聞きします。

その中の施策の1、下田市の強みを維持向上させる産業振興においては、何といたっても地場製品の普及PR及び6次産業化が根底的に重要な事業になると思います。農林水産業を振興するためにも、また雇用の場を拡大していくためにも、加工産業の育成が欠かせません。

また、重点プロジェクトの5、新規ビジネス応援プロジェクトにおける新規事業、情報提供事業、新規事業開設補助事業、空き家・空き店舗活用事業等も推進していかなければならない事業であると思っております。問題は、その過程、そのプロセスです。どのように実行していけばよいのか、その方策をお聞かせください。

次に、基本目標の3、下田の未来につなげる人づくりについてお聞きします。

その中の施策の1、移住・定住促進につなげる支援の展開においては、下田リターンプロジェクトと移住・定住支援事業が挙げられております。

重点プロジェクトの6、下田リターンプロジェクトには、同窓会支援事業がまず提案されております。しかし、私にはこの意味がよくわかりません。ご説明ください。

2番目に、ふるさと応援寄附促進事業が提案されています。これは先ほどにも出ていましたが、メルマガ発信事業も含め、情報発信と加工産業の強化が全てであると思います。特に下田ブランド、質量ともに拡大強化、返礼品を充実させていくことが大事であると思ってお

ります。

移住・定住支援事業については、私はこれは交流居住人口の誘致と呼んでいるのですが、まず空き家・空き店舗の実態調査を行い、空き家バンク的なシステムを構築することが必要です。

現在、市はどれくらいの空き家・空き店舗のリストを持っているのか。そして、それらを活用するシステムをどのように構築していくのか、お考えになっているのかお聞かせください。

基本目標3の中の施策2、切れ目のない子育て支援サービスの充実については、西伊豆町の試みを参考にしたいと思います。

西伊豆町は、既に18歳までの子供たちの医療費の無料化を実施しています。これをさらに22歳にまで拡大しようと今、検討中とのこと。その上で、保育料と給食費の無料化も、平成28年度から実現しようとしております。下田市はどうですか。西伊豆町は、ふるさと納税、平成27年度分、約9億4,000万円分を原資として、このような施策を実行しようとしているというようですが、その方向性は正しい。下田市も子供の医療費、保育料、給食費の無料化に取り組まなければならないと思っております。市はどのように対応していこうと考えておられますか、お聞かせください。

次に、基本目標4、下田に暮らし続けられる地域づくりについて。

まず、その中の施策1、お互いに支え合う地域コミュニケーションの維持、形成について。

この中の特色ある歩道づくり事業とは、どのような内容なのかお聞かせください。例えば旧町内二丁目、三丁目のハンギングバスケット通りなどを言っておられるのでしょうか。それにしても、伊勢町通りのハリスの足湯をいとも簡単に取り壊そうとしているのは、一体なぜなのでしょう。特色のある歩道づくりということに反しているのではないかと、私はそう思います。お聞かせください。

重点プロジェクトの9、地域防災力向上プロジェクトがこの基本目標4の事業の中心となるものですが、地域防災、特に津波対策については、今、防潮堤を建設するかどうかのその可否について、特に海岸地域、吉佐美、須崎、外浦、白浜等においては、地域で生活しているかどうかの死活的問題として投げかけられております。高さ10メートル以上も超えるような防潮堤は、大地震、大津波に襲われる前に、その地域の海を活用した経済的生活環境を破壊し、海に頼った地域住民の日常生活を破壊し、住民がそこで住んでいられなくなるような状況をつくり出してしまいます。

来るべく万が一のXデーのときの安全性か、それとも日常生活が日々成り立っていく安全性か、二者択一ではありませんが、そのバランスをどのようにとって防災対策を進めていくのかお聞かせください。

これまで見てきた下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、ここに提案されている各事業は、それぞれ単独の事業としてあるのではなく、それぞれが関連性を持っております。問題は、どのように実行していくのか、実現していくのか、その過程をどうするかです。市長の見解をお聞かせください。

次に、新庁舎建設問題の現状についてお聞きします。

12月定例議会において下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例が上程され、審議され、採決され、結局、敷根民有地への移転案は否決されました。

市長は、本会議の質疑の中では、6月の市長選で市民に信頼され当選したとしても、それで敷根民有地への庁舎移転が全て認められ、議会の全面支援のもとで庁舎建設が進められるというものではなく、一つ一つの議案をしっかりと説明しながら進めていくという旨の答弁をなさっておられました。また、選挙の争点は、庁舎問題だけではないとも答弁しておられました。

しかし、庁舎位置変更のための条例改正案が否決された後の記者会見においては、選挙で建設予定地への建設を有権者に訴えたい。当選をもって民意としたいと述べられました。あくまでも敷根民有地案を実現していきたいという強い意思かと私は受け取りました。

私も、市長が敷根民有地案を来るべく市長選の最大争点として真っ向から市民に訴え当選したのなら、その民意は尊重しなければならないのかなと考えておりました。

しかしながら、2月21日の楠山後援会事務所開きにおいては、市庁舎建設地について、市民に愛される市庁舎をつくるために、原点に戻って市民、有識者らと検討、論議して建設地を決める手続を踏むことにしたと述べ、敷根民有地は一案とし、市長選後再検討する考えを示した、これは伊豆新聞の記事ですが、そのようにあります。これは一体どういうことなのでしょう。

これまで市長は、安全性、利便性、経済性の観点から、敷根民有地が最もバランスがよく最適地である。ほかに適地はない。反対する人たちは、代替案を提案してほしいと何度となく主張してきました。それなのに、市長選が本格化するや否や、いとも簡単に方針転換をしました。これまで語ってきたことは何だったのかお聞かせください。

さらに市長は、12月定例会において成立させた庁舎建設関連予算、新庁舎建設等基本構想

基本計画等作成業務委託409万7,000円と、新庁舎建設工事設計業務委託1,070万円を削除する補正予算を計上しました。庁舎位置変更のための条例改正が否決された時点で、敷根民有地庁舎建設のための関連予算は、その執行の根拠を失ったわけです。その時点でなぜ関連予算を取り下げようとしなかったのか。なぜ3月議会まで引っ張ってきたのか。執行できない予算を成立させようとした当局も当局ですが、成立させてしまった議会も議会です。関連予算を削除するための修正動議を伊藤議員が提出したにもかかわらず、議会は関連予算を通してしまった。今、その当局が予算削除のための補正予算を計上しております。関連予算に賛成した議員は、今度は何の意見も言わずに予算削除に賛成しました。結果、敷根民有地案は、位置変更の条例案においても、また敷根民有地に建設するための関連予算案においても否決されたことになるのです。

とにかく執行根拠を失った予算を成立させ、今になってその予算を削除するという醜態をさらした当局は、その責任を明らかにする必要があると思いますが、いかがお考えですか。

さらにさらに、今度施設整備室を廃止するという。提案の理由は、下田認定こども園及び下田市立学校給食センターの完成に伴い、組織機構の見直しを図るためだそうです。

そして、施設整備室を廃止するための課設置条例改正案は先ほど可決されました。確かに施設整備室は、第4次下田市総合計画において、こども園や給食センター、図書館、それに新庁舎建設等を行うために設けられた新設の課であります。しかし、その本命は、あくまでも庁舎建設にあります。その庁舎建設が12月議会で位置変更のための条例改正案が否決されたために休止状態に陥っている。しかし、市長は、6月の市長選において、市民の民意を得られたならば、敷根民有地への庁舎建設を進めると公言しておられました。

今、対抗馬として市長選に名乗りを上げておられる方も、敷根民有地には反対であるが、庁舎建設は推進していくと主張しておられます。

とにかく、7月からは、誰が市長になっても、新庁舎建設は休止状態を脱し、再び動き出すのです。そのわずか三、四カ月のために施設整備室を廃止するというのはどういうことなのでしょう。7月になったら再び施設整備室を設置するとでも言うのでしょうか。これを場当たり主義とでも名づけるのでしょうか。市長のお考えをお聞きします。

以上で主旨質問を終わります。

○議長（森 温繁君） 質問者にお尋ねします。

ここで午後1時10分まで休憩したいと思います。いかがですか。よろしいですか。

○8番（鈴木 敬君） はい。

○議長（森 温繁君） それでは、午後 1 時10分まで休憩いたします。

午後 0 時 9 分休憩

午後 1 時 1 0 分再開

○副議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

議長は、ここから欠席されます。

地方自治法第106条の規定により、私が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、下田市の将来人口ビジョンについてであります。下田市将来人口ビジョンについては、国の長期ビジョン及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、これに基づきまして、下田市におきましても、人口の現状を分析するとともに、人口に関する市民の認識を共有し、今後、本市が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであります。

この中で人口動向といたしましては、高度経済成長期において人口増加を続けておりましたけれども、1970年代中盤以降、地震や台風などの自然災害の危険性やバブル経済崩壊等によりまして、経済の低迷の影響を受け、観光産業の低迷と相まって人口減少が顕著となり、ピーク時——昭和50年になりますが——から、約20%の人口減少となっているところであります。

年齢構成の面においても、少子高齢化が急速に進み、平成22年においては、静岡県と比べ年少人口割合において約3ポイント、生産年齢人口割合において約6ポイント下回る一方で、老年人口割合は約9ポイント上回る約33%の超高齢社会となっているところであります。

また、人口減少の分析といたしましては、高齢者数の増加に伴い死亡者数が増える反面、出生数は減少傾向にあり、自然減が増加しております。また、転入者に比べまして転出者が多い転出超過が継続しており、人口減少が継続しているところであります。

特に10歳代後半から20歳代にかけての若い世代において転出傾向が顕著であり、30歳以降

で転入傾向が若干見られますけれども、大半が転出したままの状況が続いているところであり
ます。

議員ご指摘の各事項についての私の認識でございますけれども、結婚・出産・子育てに関
する事項につきましては、未婚率及び平均初婚年齢の上昇、市民のライフスタイルや結婚へ
の考え方の変化もあろうかとは存じますけれども、経済的影響による将来の不安から、結婚
に踏み切れない若年層も多いのではなかろうかと推察しているところであります。

一方、合計特殊出生率につきましては、社会的関心の高さや国・県・市の施策によりまし
て、V字の回復を見せているところでもあります。

産業、雇用に関する事項につきましては、市の経済基盤であります3次産業への依存度が
高い一方、求人倍率は絶えず1を超え、雇用の場はあるにもかかわらず、若者の流出に歯ど
めがかからないのは、若者の就職希望と求人状況にミスマッチがあるものと推察しておりま
す。

また、商工会議所の会員数の大幅な減少については、下田市の経済に大きく影響を与えて
いるものと深く憂慮するところであります。

地域間交流に関する事項につきましては、通勤・通学流動の数値を見る限り、下田市は賀
茂地域の中心地であることには変わりないと言える一方で、観光交流客数が長く300万を切
っている現状では、資源を活用し、魅力ある観光施策に取り組んでいかなければならないと
考えているところであります。

最後に、合計特殊出生率の2040年、2.07、これは確かに厳しい数値ではありますが、国が
目指す2060年、1億人の人口確保、県の目指します2020年、合計特殊出生率2.07の設定を勘
案し設定したものであります。

また、人口流出の抑制については、2040年に純移動率をゼロにするのは、25歳から44歳ま
での人口部分でありまして、進学や就職を経て下田に住んでいただいている、結婚・出産・
子育てを担う年代を何とか流出させない施策が肝要と考えているところであります。

下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでありますけれども、さきの議会全員協
議会でもご報告したところであります。平成26年12月、国は、まち・ひと・しごと創生法
を制定するとともに、地方創生に向けた長期ビジョンと、今後の5年間の総合戦略を決定し
たところであります。

また、県におきましても、本年、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと長期人口ビ
ジョン」、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところで

あります。

これを受けまして、平成27年6月16日、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会、これを設置いたしまして、以降5回の会議開催を経て、本年度中に策定される予定でございます。

施政方針でも述べましたが、総合戦略では、下田のプレゼンス向上のための観光づくり、下田の魅力を活かした交流産業づくり、そして下田の未来につなげる人づくり、下田に暮らし続けられる地域づくり、この4つの基本方針を掲げまして、これらの実現する事業を推進するとともに、PDCAサイクルによる検証を行い、改善を図りながら、各事業に取り組んでまいるところであります。

議員ご指摘の個別の事業につきましては、各担当より後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、新庁舎の建設の問題についてのご質問であります。敷根の民有地を提案いたしました。これに対して位置変更条例に対して、議会において3分の2以上の賛成を得られなかった。また、市民の皆様にも賛否両論の声があるという、この現実を真摯に受けとめなければならないというふうに判断をしているところであります。

今求められていることは、初日の本会議のほうでも述べさせていただきましたけれども、まずは早く安心安全で、利便性に富み、まちづくりの拠点となるような、そのような新庁舎を建設していかなければならないということが第一義であるというふうに思っております。これを何とか順調に進めるためには、議会のほうからも賛成を得られなかったわけでありませぬので、そういう意味では、敷根民有地というのは、これまで積み上げた考え方としましては、10カ所以上の候補地を比較検討し、利便性、安全性、経済性の要素をバランスよく満たした、そういう案であるという、そういう優位な案であるという考え方には変わりはありませんけれども、これを一案というふうな形にして、議員の皆様や、また市民の皆様から、新たな提案、これが示された場合には、それをしっかりと受けとめて、市民の皆様や有識者の皆様によって再検討する、そういう場所と時間というものを設置しまして、6月以降にしっかりと進めていきたいというところであります。

施設整備室の廃止は、またこれも初日の本会議、また昨日の委員会のほうでも説明をさせていただきましたけれども、施設整備室の廃止をし、庁舎建設の担当は総務課内に係を置いて、それを粛々と進めながら、進捗によって組織再編や予算を追加していきたいというふうに考えているところであります。

こういう十分な再検討とともに、早く決定をし、早く建築に向けてというふうに願って

るところでありますので、ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、こういう主旨のことを私の後援会の事務所開きのところに報告させていただいたところではありますが、先ほど言いましたが、庁舎を早く建てなければならないと、これが第一義の政策課題であり、これを解決していかなければいけないという中で、6月の市長選後に、仮に私が当選ということになったとしても、そのことによって敷根民有地で事業を実施していくというような、そういうことを強引にやるということは余りにも乱暴なことだというふうに判断はしております。そういう中で、しっかりとこれらの事態を收拾し、議員の皆様、あるいは市民の皆様から喜ばれる、そして合意を得る、そういう庁舎にしていくためには、先ほども言いましたが、新たな提案というものがあれば、それをきっちり受けとめて検討する場をつくり、そしてそういう手順をしていくのが、先ほども言いましたが、新庁舎建設を早くという一番の近道であろうというふうに判断をしているところであります。

それから、新庁舎建設の予算につきましても、初日の本会議、また昨日の委員会のほうで説明させていただきましたが、後ほど副市長のほうから少し詳しくもう一度説明をさせていただきます。

先ほども言いましたが、施設整備室の廃止ということでもありますけれども、これもご説明をして、また重複するところがあるかというふうに思いますが、もう一度説明させていただきますと、施設整備室は、耐震化計画の最終年度であります27年度までに認定こども園の建設、それから給食センターの建設、図書館及び庁舎の建設に向けて万全の職員体制で臨むために、平成23年4月に設置したところであります。

今回、施設整備室を廃止するゆえの提案をさせていただいて決議いただいたところでありますけれども、その意図するところはこの質問ですので、もう一度お答えしますが、その一つの理由といたしましては、認定こども園、給食センター、この建設事業が終了という中で、所掌事務を整理する必要が出てきたというところであります。

2つ目の理由でありますけれども、庁舎の建設につきましては、先ほども言いましたが、12月定例議会におきまして、議会の中で位置変更条例というのが否決という厳しい判断をいただき、その位置に関しまして、これから柔軟な考えを持って取り組む必要があるというふうな判断の中で進めていくというところであります。

そして、今回の定例会におきましても、補正予算において庁舎関連予算を減額する、あるいは平成28年度の新年度予算におきましても、庁舎建設関連の予算は計上しておりませんので、そういう意味で、これらを総合的に検討協議した結果、施設整備室を廃止するという方

針を立てたところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃるように、この庁舎建設は早く進めなきゃならない、避けることのできない喫緊の課題であるということは、同様に認識しておりますので、それをつなげて進めていくためには、総務課内に新しい係を設置して、そして新庁舎の建設、そして静岡県の下田総合庁舎の移転に関する事務の継続性を確保しながら進めていきたいというところでもあります。そして、その進捗によって、先ほども言いましたが、組織編成、あるいは予算等が必要になりましたら、また議員の皆さんにお諮りいただきたいと考えているところでもあります。

私からは以上であります。

○副議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 私からは、新庁舎建設問題に関するご質問の中で、昨年12月市議会定例会におきまして、市役所の位置に関する条例の一部改正議案が否決された時点で、関連予算は執行の根拠を失ったが、どうしてその時点で関連予算議案を取り下げようとしなかったのか。なぜ今3月議会まで引っ張ってきたのか。当局も当局だが、成立させた議会も議会だ。執行根拠を失った予算を成立させ、今になって減額補正するという醜態をさらした当局は、その責任を明らかにする必要があるとのご指摘に対しましてご答弁申し上げます。

まず、批判の矛先が関連予算を議決してくださいました市議会のご判断にまで向けられてしまいましたことに対しまして、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げる次第でございます。

さきの補正予算審議の質疑の際にも答弁させていただきましたように、今後はかかる混乱を生じせしめないように、慎重の上にも慎重に対応すべく配意してまいりたいと考えているところでございます。

その上でご答弁申し上げさせていただきますが、事務処理上のさまざまな疑義、あるいは解釈の問題に対しまして、我々が解決のための一つのよりどころとしております参考図書に、地方財務実務提要や地方議会事務提要がございまして、その中で解説されております法令解釈や事務処理要領等によりますと、このような事例について、法令上の問題となるものではないとの解説がございまして、だからといって、当局の対応を正当化して反省しないということではなく、議員ご指摘のとおり、適切ではない対応だったとのご批判もございまして、その点、真摯に受けとめさせていただきたいと存じます。

なお、醜態をさらしたので、その責任を明らかにすべきであるとお考えに対しましては、

まことに申しわけございませんが、意に沿うことはできないということでご理解願います。

以上でございます。

○副議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、情報通信課を新設する必要があるのではないかとのご質問につきましてお答え申し上げます。

下田市の情報発信の状況でございますが、行政情報につきましては、市のホームページで発信しており、総務課の秘書広報係が総括し、各所管課につきましては、個々の情報を作成しているという状況でございます。

また、観光情報につきましては、既にしーもんですとか観光協会等でそういったことをしておりますけれども、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の魅力発信プロジェクトを編成する事業の中でも、重点的に取り組んでいくというものでございます。

現段階で情報通信課といった課を新設することは考えておりませんが、現在、組織機構のあり方検討プロジェクトチームにおきまして、組織機構の見直しを検討中でございますので、効率的かつ効果的な情報発信の視点も視野に入れて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 創生総合戦略の中でフィルムコミッションについてのご質問というようなことでございます。

現状、CMでございますとか、ドラマ、映画、番組等の撮影につきましては、観光交流課のほうへ直接依頼が来る場合、またフィルムコミッション伊豆ですとか、県のフィルムコミッション連絡協議会、そういったものを通じて依頼を受ける場合がございます。

平成26年度の実績でございますけれども、やはりCM撮影を中心に43件ほど撮影の申し込みがございました。また、ちなみに観光協会でも8件ほど撮影の依頼が来たというようなことでございます。

ご指摘でございますフィルムコミッションの設立というようなことでございますが、人員の面ですとか、土日、祝日の対応、そういったものを考えますと、行政独自というのはなかなか難しいというようなこともございますが、やはりメディアの露出というものが当市の魅力を発信するための有効な手段ということは認識しております。今後も、体制整備を含めまして、観光協会含めまして、協議をしていきたいと思っております。

コミッションの有無にかかわらず、積極的な誘致、協力は行ってまいりたいと思っております。

また、ちなみに、今現在いろいろCM等で当市撮影をしていただいております。やはりこういうものが話題になるというようなこともございまして、こういった情報につきましても、相手方の制作会社の許可があれば、ホームページ等を通じて情報発信をしていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、龍宮窟の活用のご関係でございます。龍宮窟につきましては、ここ数年、PR活動の成果によりまして、多くの人に来ていただくような名所となったのではないかと考えております。

昨年11月22日、「いい夫婦の日」ということで、「LOVING VOICE 2015コンテスト」を実施したわけでございますけれども、来場者につきましては800人、前年比160%ということでございます。しかしながら、駐車場の収容能力ですとか、また受け入れ態勢の未整備等の課題もあることから、今後も地元区との継続的な話し合いをしていきたいと考えております。

議員ご指摘の青少年海の家との連携、活用でございますけれども、現状につきましては、混み合った際の臨時駐車場、また教育旅行の入村式会場としての活用はございますけれども、それ以上の有効的な活用はしていないというような現状でございます。

これらについても、地元区が上手に利活用してもらうことで、相乗効果を発揮できるとは考えておりますけれども、何しろ設置目的もございまして、今後も関係課ですとか地元区、地元観光協会等と連携しまして、活用方法について検討していきたいと考えているところでございます。

それから、足湯の廃止の件もあったかと思っておりますけれども、ハリスの足湯の関係でございますが、12月定例市議会のほうで議決をいただいたわけでございますが、理由といたしましては、足湯の所在地でございます新規土地所有者との意向を踏まえまして、関連団体との協議の結果、廃止もやむを得ないと判断いたしまして、議案を提出させていただき、議会でのご審議の結果、廃止の議決を得たということでございます。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、4点ほど主旨質問の順番に沿ってお答えさせていただきたいと思っております。

地場産品の普及のPR及び6次産業化につきましては、平成27年12月15日に開催されました下田市観光まちづくり推進本部会議におきまして、地場産品を利用した加工及び商品化

を検討しているところでございます。

伊豆漁港からは、昨年11月に道の駅、開国下田みなとで開催されました伊豆大特産市におきまして出店し、好評でありました「さざえチャウダー」の商品化について進めていきたいとの報告もありました。

また、水産技術研究所伊豆分場では、伊豆太陽農協の推奨品の野ぶき、シワメ——これは昆布に似た海草でございます——を利用した佃煮の開発や、伊豆太陽農協においては、地元特産品のニューサマーオレンジを利用した発泡酒などが挙げられております。

また、下田商工会議所内にあります下田ブランド策定委員会では、下田市の有効な地域資源や産品を下田ブランドとして認証し、新たな魅力として観光誘客につなげ、製造業、飲食業の質の新たな底上げを図り、販路拡大を目指す目的とした事業を行っております。本年におきましては、商品の部28商品、飲食の部20商品を認証したところでございます。

商品につきましては、ポスター、パンフレット等の作成やメディア等への情報を発信、また下田市ふるさと納税返礼品などを通じて広くアピールし、下田市外に発信することで、地域の活性化に寄与し、交流人口の増加を図っていくものでございます。

特産品の開発につきましては、賀茂農林事務所内に設置されている賀茂地域資源活用促進連絡会との連携も図りながら、生産者、伊豆漁協、伊豆太陽農協等の事業主体に対しさまざまな角度から取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、下田市の魅力を活かした交流産業づくりについてでございます。

下田市商工会議所が力を入れております経営革新計画策定の推進事業が挙げられております。これは中小企業が作成した経営革新計画について静岡県承認を受けまして、融資、補助金、販路開拓など支援を受けることができ、業績の拡大向上につなげられる有益な制度でございます。

また、新規ビジネス応援プロジェクトの内容につきましては、5つの事業を挙げておりますが、いずれも商工会議所を中心に事業を進めてまいります。

その中でも新規事業へのサポートや、空き店舗の活用につきましては、商工会議所と連携し、現状分析や補助金額の妥当性、さらには商工会議所における経営サポートの手法など、地域の産業振興と雇用の拡大につなげられるよう検討してまいります。

続きまして、空き店舗のリストということですが、平成23年度に商工会議所により作成した空き地・空き店舗調査研究事業報告書によりますと、旧町内104件、東西本郷50件、計154件の空き店舗がございました。最新の情報ははかるためにも調査を実施していく予定

でございます。

続きまして、地域防災力向上プロジェクトでは、自助・共助の体制を構築し、災害発生時に市民が互いに協力し、支援することで、被害を最小限に抑えることを目的とした地域防災力の向上を図るものとなっております。

津波対策としまして、防潮堤等の整備につきましては、地域の事情に応じて推進する、静岡モデル推進検討会の下部組織である地域協議会において、整備のあり方について検討しているところでございます。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、私のほうからは、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の同窓会支援事業の関係についてご答弁申し上げます。

ふるさと下田同窓会応援事業補助金につきましては、人口の減少の抑制と地域経済の活性化を図るため、市内で開催される同窓会にかかる経費の一部を助成するものでございます。

親しい友人との懇親の中で、定住施策等の情報を話題にさせていただくなど、同窓会がUターンをより現実的に考えてもらうきっかけとなり、ふるさとへの思いを改めて感じていただく機会となればということで施策を打っているものでございます。

続きまして、同じくふるさと応援寄附促進事業の関係でございます。

本年度より返礼品制度を採用したふるさと応援寄附は、おかげさまをもちまして、当初予算を大きく上回る7,000万円の寄附をいただくことができました。新年度も1億円の寄附金を目標に、魅力ある返礼品の新規追加を目指していくものでございます。

既に漁協、商工会議所、観光協会等の支援をいただきながら、3月1日よりふるさと応援寄附制度協力企業募集の呼びかけを行っております。広報「しもだ」3月号や市ホームページにも掲載させていただいているほか、各報道機関へも報道のお願いをしたところでございます。締め切りは3月22日とし、募集内容の審査につきましては、各基金所管課と選定の会議の場を持ち、速やかに返礼品に反映する手続をとりたいと考えております。

また、事業所向けの説明会を開催することとし、締め切り以降も随時応募を受け付けていくこととしてまいります。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の空き家・空き店舗・廃校対策推進事業の関係でございます。

下田市では、今年度、建設課所管によりまして、図上による空き家の実態調査を行ってお

ります。その調査をもとに、来年度、現地調査を行い、所有者への実態意向調査を行い、その結果を踏まえまして、全庁的な活用対策を協議しながら、空き家等対策の推進に関する特別措置法に適用する危険な空き家などとなる特定空き家等に対する措置などを定める空き家等対策計画を策定していく予定となっております。

一方、総合戦略のほうにおきましては、空き家対策についてご指摘の基本目標4、下田に暮らし続けられる地域づくりの中において、空き家・空き店舗対策推進事業をこの計画の策定を待って関係各課と連携しまして、高齢者、障害者、子供の居場所づくりへの活用を検討するほか、基本目標3、下田の未来につなげる人づくりの中の移住・定住支援事業としての移住・定住に関する情報を提供する窓口の設置や、空き家・空き店舗対策事業との連携を図り、移住や住みかえの支援に取り組むこととしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 切れ目のない子育て支援サービスとしての保育料・給食費の無料への取り組みについてです。

下田市における保育所、幼稚園の保育料・給食費につきましては、平成27年度ベースで、保育料として約ですけれども、9,850万円、給食費として約590万円、合計1億440万円ほどを保護者の方にご負担いただいております。それから、学校給食、こちらにつきましては、食材相当分ということで、給食費を年間、これも約9,500万円、保護者の方に負担いただいている、そういう状況になっております。

こういう状況の中で、軽減措置、そういうものはあるかもしれませんが、受益者負担の原則に従いまして、ご負担いただくべきものと考えております。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） 私のほうからは、切れ目のない子育て支援サービスの子ども医療費の無料化についてご説明させていただきます。

下田市におきます子ども医療費の助成につきましては、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間における児童の医療費を助成しております。

なお、小学生以上は、入院1日500円、通院1回につき500円の自己負担をお願いしております。

医療費の自己負担相当額、予算額としましては、今までの予算額としては700万円ござ

いますが、つきましては、子育て支援基金として積み立てを行ってきており、子育て支援関係の事業に活用することになっております。

自己負担金の無料化につきましては、賀茂地域のまちで実施されておりますけれども、対象児童の総体的な数や、医療機関の数、医療機関の立地条件等の大きな違いがあることも事実でございます。

また、医療費の自己負担金の無料化による安易な病院受診の弊害も想定しなければならない点など、さまざまな要素を考慮いたしまして、県下の他市町の状況等を踏まえまして、自己負担金の無料化につきましては、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 私のほうからは、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての中で、特色ある歩道づくり事業とは何かというお話についてお答えさせていただきます。

起点になっているのは、景観施策としての景観まちづくり条例に基づく「創り・育てる」取り組みの中の身近な景観まちづくり協定というのがございます。この協定は、今現在、助成事業として、まちなみ緑化づくり協定と看板協定というのをつくらせていただいております。この条例自体、平成22年にできまして、5年ぐらいたっておりますが、申しわけないんですが、通常の登録まち遺産の修繕等は多々あるんですが、このまちなみ協定については、今、芳しくない状態で、まだゼロ件でございます。なものですから、今、都市計画マスタープランの実践会議等をやっておりますが、それを活用しながら、地域の方々に即した形がどのようなものかというのを再検討しまして、この地域の方々が使いやすいような形を再構成して考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 我ながらちょっと質問項目が多過ぎちゃって、聞いていてもちょっとどこから再質問しようかいろいろ考えたんですが、とりあえず最初の人口動向につきましては、下田市将来人口ビジョンにのせられているところではありますが、これをもとにして、これから下田市、どのようなまちづくりをしていくかということで、総合戦略というものがつくられたんだというふうに理解しております。

その中で、やはり一番最初に出てきているのが情報の問題、情報発信の問題だというふうなことで、情報発信がこれからまちづくりにとってどれだけ大きな力になっていくのか。そ

のためにどのように情報発信を強くしていくのか。システムももちろん、全ての面で情報発信をどうやってやっていくのかということが一番とりあえず大事なことになるのかなというふうなことで、この総合戦略はつくられているというふうに理解します。

そういう中で、やはりばらばらになっている情報発信をとにかく一つにまとめて、基本的に全体を盛り上げていくための方策をしていくというふうなところの司令塔をつくる必要があるんじゃないかというようなことで、そしてまた、これはソフトの面の情報発信だけじゃなくして、いろいろな市役所の各課のあれの問題だとか、いろいろな税務等々のシステムの問題等々も含めて、ハードの面での情報インフラというふうなところも、両方とも担当していくような、そのような情報通信課というのがこれからどんどん必要になってくるのではないかというふうなことで提案させていただいているわけでありまして。

単に情報発信というふうなソフトの面だけではなくして、ハードの面でも必要な、今、企画財政の中で電算室みたいところでやっていますが、そこらも含めた情報通信課というのが必要になってくるのではないかというふうな点で提案させていただいております。そこら辺のところについても1点お聞かせください。

ということと、龍宮窟の問題なんですけど、結局、いろいろお客さん来てくれても、地元には何の潤いもないよ、かえって負担、トイレの掃除等々で負担ばかり残っちゃうよ、地元としては大変だよというような声を聞いたりすることがあります。せっかく多くの人に来てくれても、それが地元には潤いを与えていない、かえって負担ばかりだというようなことになると、事業そのものが続いていかないんじゃないかというふうに思います。

そういうふうな面からも、せっかく青少年海の家というあの建物があるんですから、あの建物は非常に残しておくべき外観では、大事な建物だと思います。それをうまく活用しながら、せっかく来てくれた人をもっとおもてなしする、地元のいろいろな特産物等々おもてなしする。そういうふうなものをつくっていくことによって、龍宮窟により多くの観光客が来てくれるんじゃないか。それによって、また地元にとっても、その人たちが青少年海の家を通じていろいろ物産等々、土産品等々買ってきて、地元にお金を落とすしてくれれば、それは本当に地元にとって潤いのある事業になってくるのではないかというふうなことで提案させていただいたんです。

とりあえずその2つについてお聞かせください。再度お聞かせください。

○副議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） ただいまのハード・ソフトの面ということでございますけれど

も、現在、企画のほうで電算室という形で管理している部分が、庁内のハードの面でございます。

ホームページ的なものは、やはりそちらも絡んだ中で、システム的には組んだりしていただいたりとかしておりまして、ホームページの運用面は総務課のほうで実施している状況です。

ハード面と、今、議員ご指摘のように、そういった形でその辺を統合していくというようなことも、今、庁内の検討プロジェクトで検討中でございますけれども、ハード面の関係は、かなり専門的な内容が多くなりまして、例えばLGWANのシステムですとか、そのようなこと、あと機械関係のメンテナンス委託というようなことで、すぐにハード面とソフト面を一致することで効率的な情報発信が出るかということ、かなり簡単な問題でもないと思いますので、今後、庁内のそういったプロジェクトの中で検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、電算室のことにつきましては、かなり専門的なこととか、あとは納付書の発送関係ですとか、そういったような基幹系と情報系と分かれたりとかして、かなり専門的な内容になってきますので、その辺も含めて今後検討していきたいとは思っています。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 龍宮窟の関係でございます。議員のご指摘のとおり、やはり受け入れ体制というようなことが、地元の方に非常に負担になっているという事情はあろうかと思えます。

例えば連休のときですとか、やはり大型バスがいきなり来ると、当然限られた駐車場でございますので、地元の区長さん、それから観光協会の方々が車両の誘導に出たり、またトイレにつきましても、通常であれば1週間程度に1回掃除していただければいいんでしょうけれども、お客さんいっぱい来るときには、毎日掃除していただかなければならないというようなこともありまして、ちょっとその辺につきましては、地元の観光協会さん、地元区さんと話をさせていただいて、何らかの支援をしていかなければならないということで考えているところでございます。

また、青少年海の家を活用というご提案でございます。これにつきましても、いずれ――いずれといいますか、また地元区さんとお話をさせていただきたいと思いますが、何分にも今現在、設置目的というようなものがございますので、やはり管理者である教育委員会さん、そちらも交えて地元のほうと協議はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 特にホームページが見にくくて、行政報告的な情報がすごく少ないんじゃないか、欲しい情報になかなかたどり着けなくなったりして、そこら辺のところをもう少し何とか見やすい形での、選びやすいような、そういうふうな情報、選びやすいような、特に情報量が圧倒的に少ないですよね、行政的な情報量というのは。すごく感じますので、そこら辺のところは何とか充実させていってほしいというふうに思います。

青少年海の家を設置目的というのがどういうことなのか、いまひとつ私のほうとしてはよくわからないところもあるんです。設置目的が障害になるのであれば、設置目的を変えていけばいいわけで、そこら辺のところができないということはないのではないかな。設置目的があるから障害で何もできないということではなくて、こういうふうにしたいということであれば、その内容を変えていくようなことをしていけばいいのかなというふうに思いますが、そこら辺のところはしてください。

それで、あとふるさと納税のことなんですけど、これは今までもいろいろな議員の方がふるさと納税の問題について言っておられます。やはり今の下田市にとって非常に大きな武器というか、なるようなことで、当初のふるさと納税の目的というのは、まちの外に出た出身者たちが、そのまちを外から応援してくれる、あるいはそのまちがこういうまち、素敵なまちだというふうな観光客等々の人がよりそのまちを育ててくれるために応援してくれるというふうな面での応援的な要素が多くあったんですが、今はどちらかというと、返礼品のほうに非常に比重がかかってきて、そこにふるさと納税をすると、こんなものがもらえるよというふうなところが、ふるさと納税の大きな意味になりつつあとというふうなことだと思います。でも、やはりそういうふうな方向に沿って、じゃ、もっと下田市のいろいろな返礼品をどんどん魅力のあるものを多くつくっていくというふうなことをやって、寄附を多くいただくというふうな方向に行くべきではないかというふうに思っております。

そういうふうなことの中で、返礼品をどうするかというところで下田のブランド等々、今28品目の商品と20品目の飲食等々が認定されていると言われてはいますが、圧倒的に数は少ないですよね、ほかの年間億単位でふるさと応援基金をいただいているまちに比べたら。もっともこれからどんどん増やしていかなきゃならない。増やしていくということは、そのまちに加工産業をつくっていくということであると思っています。ですから、それは下田のまちの産業の構造を変えていくし、こういうのを増やしていくというふうな面で積極的によ

りふるさと納税を進めていただいて、具体的に商品をつくる場を下田でどんどん増やしていく、そしてそこに雇用を生んでいくというふうなところの面から、これからもそういう面での返礼品の充実、ふるさと納税そのものの充実というものを図っていただければなというふうに要望します。

フィルムコミッションは、もう河津等々が情報発信も含めて、まちを挙げてどうやってPRし、まちに来てもらうかということですので、そこら辺のところでもより積極的にもっと能動的に動いていく必要があるのかなというふうに思っております。それもやはり市においては、専門のそういうふうな部署をつくって、それも私としては、情報通信課というようなところに一元的になされて収れんされていけばいいのかなというふうに思っております。

もっとフィルムコミッション、私もずっと前から言っているんですが、下田独自のそういうふうなものをつくって、どんどんアピールしていく必要があるのではないかとというふうに思っております。

次に、移住・定住支援事業なんですが、これは空き家・空き店舗対策ということで、これも前からずっと言われているんですが、予算的にも空き家・空き店舗の実態を調査するような予算もついたというふうに言われておりますが、なかなか具体的にどうなっているのか、下田のまちはどうなっているのか、空き家・空き店舗はどのような状態であるのか、どのように活用ができるのか、あるいは活用できないのかというふうなところの調査が、まだリストが全然あがってきていないんじゃないかというふうに思っております。

そして、それらをあがってきたリストをどうやって活用していくのかというふうなところのシステムづくりについて、どのように話をされているのか。調査するだけでは、それでは終わっちゃいますので、特に空き店舗なんていうのは、何回も何回もこれまでそういう調査もなされていますが、それがどういうふうに活用されていったのかというふうなところで、そういうものをうまく活用していくシステムをつくっていかなければ生きてこないんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺のところを具体的に考えているのかどうなのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

また、空き家・空き店舗の中に私は廃校というものを入れたんですが、廃校の活用、これは前から言っているんですが、中学校等々を含めた学校統廃合がこれから必然となっていく中で、単に教育の問題として学校統廃合を考えるだけではなくして、地域のあり方、そこでの地域、どういうふうになっていくのか。学校がなくなったときに、その地域がどうなっていくのか。どうしなければいけないのかという観点からも考えていかなければならない。廃

校の活用というのは、僕は新しい下田のまちづくりの問題であるというふうに思っておりますので、そういう意味でどうやって廃校を活用して、そこに新たなにぎわいをつくっていくのか、新たな産業をつくっていくのかというふうな観点から積極的に取り組んでいくべきだというふうに思っております。ですから、学校統廃合、学校だけの問題じゃなくして、教育だけの問題じゃなくして、地域全体の問題として考えていくということできっかりと取り組んでいただければなというふうに思っております。これについてのお考えをお聞かせください。

○副議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） ホームページの問題ですけれども、ほしい情報にたどり着きにくいということについては、改善できるかどうかは、すぐにでもまた検討していきたいと思えます。

それと情報量の少ないということですが、今、やり方としては、各課から情報があがりまして、総務課で承認してあげていくという方法ですけれども、実際に議員ご指摘のとおり、定型的な情報はくるんですが、新たにこういった情報を載せたいというのが、どうも担当と話したところ、余り積極的に出てこないというところで、担当のほうも苦勞している状況です。

今後、市民に知らせるべき情報は速やかに載せるような形で、また各課のほうと協議していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうから、空き家・空き店舗の関係なんですけれども、空き店舗、23年度に調査実施した経緯がございます。その中で、空き店舗の所有者に対しまして、貸す貸さない、貸してもいいとかという調査を行っております。それは23年度ですので、今、最新の情報がありませんので、その辺の調査をしていこうということで、それを調査を見ながらどうやっていくのかというのを今からやっっていこうと。

空き家のほうは建設課のほうでやっておりますけれども、うちもその中でどういう情報があって、どういうぐあいにリストであがってくるかわからないんですけれども、それも先ほど答えたように、うちも含めてどうやっっていこうかということは検討していくということをご理解いただきたい。

○副議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 廃校の活用ということなんですけれども、恐らくご指摘されているのは、田牛の青少年海の家は、あれは昔の学校で活用されていると、そういうものを想定しておっしゃっていると考えているんですけれども、学校再編は今進めようとしているんですけれども、具体的な進め方が決まっていな中で、いきなり廃校をどうするんだというお話はなかなかできない、現時点ではできませんので、できないということです。

しかし、これが進んでいって、具体的にどここの学校をというような形が出てくれば、ある程度明確になれば、当然その施設の利活用ということは、地元住民の方とか保護者のそういう方等を交え、もちろん話し合っていくことは必要だと、これは考えております。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） すみません、青少年海の家の関係でございますけれども、こちらは今現在、教育委員会所管の行政財産でございます、設置目的は青少年の健全育成というような目的で設置されているというものでございます。

先ほど地元区と、また関係各課、教育委員会、当然交えてお話を持っていかなければなりませんということを申し上げさせていただいたということでございますので、またその節には、できましたら議員のほうにも間に入っているいろいろご提案をいただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

○副議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 空き家の調査をということで、ちょっと前後してしまって申しわけないんですが、今、建設課のほうで空き家等実態調査というのをやっております。これは机上調査で、税務情報とか、水道つながっている、つながっていないとか、給水状態とかいうのを調べさせていただいて、どの程度の空き家があるかというのを調べています。戸数が出てくるのは、この3月末の話になりますので、また情報が出てきましたらご提示するとともに、それをもとにしまして、実際、今、建設課がやっているのは特定空き家を確認するためのものでございます。

特定空き家というのは、前のお話でご存じだと思うんですが、衛生的とか安全でないとか、環境に悪いとか、そういうものを壊すための手段としてのものでございます。

活用に対しては、今こういうことで調査結果出ますもので、こういう空き家があるというのを活用していく部署と連携しながら、活用は活用、壊すものは壊すものというようなくりの中で、来年度、検討会とか協議会とかつくりながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） わかりました。とにかく活用していくようにしなければ、いくら調査したって、それだけでは何の意味も持たないわけですから、その調査をうまく生かして、下田のまちに活力が出るようにうまく活用する、そういうシステム、具体的な過程をつくっていかないと、いつまでたっても進んでいかないからというふうに思います。

学校の問題も、やはり今、特に中学校は1校に統合するか、2校は2校で段階的にやるか、そういう議論の段階で、もう学校統廃合するということは前提条件として話が進んでいるわけじゃないですか。それいつの時点でどういう形にするかという段階に来ていると思います。

その判断材料にするためにも、じゃ、そのまちで学校がなくなったら、その地域はどうなるんだという、地域の人たちはどう思うんだという、それにかわる地域のにぎわいの場所というのを同時にいろいろ検討していく必要があると私は思っています。

学校が統廃合して、それからみんなで次にどうするか考えましょうというふうなことじゃなくして、同時並列的にでも進めていかなければならないんじゃないかというふうに私は思っております。そこら辺のところ、これは意見ですので、よろしいです。

もう一つは、特色あるまちづくりの問題なんですが、具体的にどこというふうなことはおっしゃらなかったんですが、とにかく、多分、旧町内だとしたら、旧町内のまちを特色あるまちづくりにするにはどうするのかというようなこと。それは結局、中心市街地をどうするのかということだと思います。このまち・ひと・しごと創生総合戦略においても……

○副議長（竹内清二君） 3分前です。

○8番（鈴木 敬君） 中心市街地をどうするのかということについては、ほとんど触れられていないわけですよ、そんなにね。ですから、そういう中心市街地をどういうふうな形で、今の惨状、衰退のきわみのところを何とかしていくのかということ、まちづくり、歩道づくり等々踏まえながらどういうふうにするか。また、先ほどの空き店舗対策についても踏まえながらどういうふうにするかということをやっているってほしいなと思います。

特に中心市街地、中心商店街とは言いません。中心市街地のことについての提案が余りないというふうなことで、そこら辺のところ、特色ある歩道づくりをどうするのかということも、そこら辺の観点からやっていただければなというふうに思います。

庁舎の問題をやっている時間がなくなってしまっていて、これはこの次に伊藤議員のほうから、庁舎の問題について重点的にやってくださるということもありまして、ちょっと時間

も来たんですが、市長は一応それまでのとにかく敷根民有地しかないんだよ。それがだめだというんだったら代案出せというふうなことを何回も何回も言っていらっしゃったんですが、そういうところからは一応方向転換したというふうにとらえてよろしいのでしょうか、それだけでもう1回ご返答をお願いします。

○副議長（竹内清二君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 庁舎の建設位置に関しましては、先ほども言いましたが、これまで10カ所ほどの候補地をいろいろ比較検討しながら、使われる方の市民にとってもプラスになり、あるいは防災等を考えたときに、きちっと安全であり、また防災の拠点にもなれる。そして、これからのまちづくりの拠点にもなれるというようなことです。そういうものの中で、市民の皆さんの総意としてでき上がりたいという中でずっと比較検討し、選んできたところがあります。

そういう中で、現段階では敷根民有地という場所しかなかろうというような中で、議会の皆さんに諮っていただいたところでもあります。これに関しましては、現段階では、やはり敷根民有地というのは有力な、そして優位な場所であろうというふうには思っておりますが、議会の皆さんのご判断というのは、きちっと受けとめなきゃならないところでもありますし、また、その節も鈴木議員からもそうですが、ほかにいい場所があるんだ、またそういうことが考えられるんだというようなこともご提案いただいておりますし、また市民の皆様からいろいろな角度の中でそういうふうなご意見をいただいておりますので、そういうものをある意味もう一度受け取りながら、提案があれば受け取りながら、比較検討して、そしてきちりと市民の皆様、有識者の皆様と考えていただけるような、そういうふうな場所を設けることが——先ほど言いましたが——求められている庁舎が早くできる、早道であろうというふうには思っているところでもありますので、そのように進めさせていただきたいというふうにお願いをしているところでもあります。

○副議長（竹内清二君） 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 今現在は、いわゆるレームダック、休止状態になっていますが、とにかく市長選で一定の結果が出たら、現市長なのか新人なのかわかりませんが、一定の結果が出たら、その時点からまた市庁舎問題というのは本当に動き出す、動き出さなければいけないと思っておりますので、それはもうしっかりやっていただきたいというふうなことを要望します。

それとまた、私、何回も言っておりますが、庁舎の問題、単に庁舎の移転だけではない。

さっきの学校の問題も同じようなことを言っていますが、庁舎の問題、単に庁舎が移転すればいいという問題だけじゃない。じゃ、庁舎が移転した後のまちはどうなるのか。特に現在地、ほぼ移転が決定的だと思いますが、移転した後、ここをどうするのか。ここをどうすることによって、まち全体がどういうふうに変わっていくのかというふうなことが一番大事だと私は思っていますので、そういうところで跡地利用、このところをどうやってまちの活力を取り戻すものにしていくのかというふうなことは、市長も新しい市長候補者もですが、しっかり考えていかなければならないんじゃないかというふうな意見で、私の一般質問を終わります。

○副議長（竹内清二君） これをもって、8番、鈴木 敬君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時11分休憩

午後 2時21分再開

○副議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位2番。1、新庁舎建設について。

以上1件について、9番 伊藤英雄君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） ただいまより、議長の許可を受けて一般質問を開始します。

2月24日の伊豆新聞に、楠山市長は、新庁舎の建設位置については、敷根民有地を一案として、市長選後に市民、有識者らによる再検討をする考えがあると出ていました。これを読んで驚きました。え、また変わったのか。もう何度考えを変えれば、最終結論が出るのでしょうか。

記事では、他の候補地の有無を含めて再検討する場を設けるとあります。あれだけほかに候補地はない。さまざまな検討をした。最近では10カ所検討した結果、敷根民有地以外に新庁舎の建設場所はないと言っていたのがうそになりました。

12月議会で市庁舎の建設位置の条例改正が否決された後、記者会見で、市長選の争点にして、市民に敷根民有地の是非を問うと言っていたことがうそになりました。「再検討する」もうそになるのでしょうか。

楠山市長にお尋ねします。選挙戦の争点にしないということは、当選しても、敷根民有地は、建設場所として市民の支持を受けたことにはならないという意味でおっしゃっているの

かお尋ねします。

振り返ってみれば、4年前に、楠山さんの市長選の出陣式で、前市長の石井さんが楠山氏は私の後継者ですと発言しました。楠山さんは、その横でにこやかに立っておられました。私もその場にいました。

後継者の楠山氏は、当然石井市長の政策を引き継ぐものと考えていましたが、市庁舎の建設場所をあっさりひっくり返しました。裏切られたような思いをしたことを鮮烈に覚えております。

楠山市長が提案したのが現在地、または現在地周辺です。しかし、この場所もあっさり変更されました。

駅ビル構想が出たときには、いつの間に伊豆急さんと話をしたんだろう。よくまとまったなという感想を持ち、驚きましたが、結局、駅ビル構想もだめになりました。

驚いたのは、伊豆急の関係者から、正式には一度も伊豆急に話がなかったと聞いたときです。相手の了解も得ないまま駅ビル構想を発表し、いつの間にか原因不明のまま構想はなくなるという、常識では考えられない実態があったということになります。

楠山市長が敷根民有地を決定したときには、現在地を支持していた市民の人たちは、裏切られた思いを抱いたと思います。駅ビルを支持していた人たちも失望しました。高台を支持する人たちも失望しました。候補地を簡単にころころ変えてきた楠山市長は、選挙後には、やはり敷根民有地しかないというふうに変わるのでしょうか。多くの候補地を探し、検討した結果、敷根民有地しか建設場所はないと断言していた楠山市長が、選挙になったら再検討すると言い始めました。

しかし、敷根民有地は一番有利な場所なので、候補地として残すと言っています。一番有利な場所というのは結論です。既に結論が出ているのであれば、それは再検討とは言いません。

先日の答弁では、敷根民有地以外の候補地を検討する理由として条例が否決されたことを述べていました。9,577人の請願署名は無視する。条例改正の審議の中で、敷根民有地の建設内容が明らかになりました。それは危険な場所である。液状化する土地対策、駐車場を確保できないこと等から、庁舎を高層化する必要があり、建設費は40億円から50億円になるといったことも明らかになり、反対の声が高まり、条例案は否決されました。条例の否決は、敷根民有地は建設場所にしてはならないということです。それなのに敷根民有地を候補地として残すのは、条例が否決されたことを無視しているのではないですか。条例が否決された

ことを重要に思っていると言いますが、実態は異なっています。

敷根民有地が候補地として残っている限り、再検討とは言えません。市庁舎は、早期に建設しなければならない。建設場所を再検討するというのが本気であれば、選挙後を待つことなく、直ちに市民、有識者による検討会議を発足させる必要があります。楠山市長は、市長選に当選して、引き続いて市政を担う考えでしょうから、ここに空白期間を置く必要はありません。検討を始めない理由は、敷根民有地への反対が強く、それを言えば、選挙に不利になるので、とにかく新庁舎の建設場所が市民の話題にならないように、そして選挙が終われば、敷根民有地で押し切れると考えているのでしょうか。

今日の鈴木 敬さんの答弁の中であれば、市民の提案があれば、それを待って提案を検討したいと言っております。選挙後までに新しい提案がなければ、市庁舎は急いで建設しなきゃならないので、敷根民有地に建設するんだと、こういう結論の前振りでしょうか。

広辞苑で「検討」の意味を見ると、「調べたずねること。詳しく調べ当否を考究すること」とありました。さらに、「再検討」を調べると、「もう一度調べ考えてみること」とありました。つまり、検討の結果、敷根民有地が適地であるという結論に達した。その結論が正しいか正しくないかを検討するのが再検討の意味です。敷根民有地が候補地としてよいのか悪いのかをもう一度検討し直すのが再検討するということです。敷根民有地が優位で、有益な場所だという結論が既に出ているのであれば、それは再検討とは言いません。

市長の言っているのは、とりあえず選挙が終わるまでそのままにして、市民から新しい提案が出てきたら、その出てきた案を検討しますということでありまして、敷根民有地を再検討するということは、うそをついているか、言葉の用語が間違っているかであります。

市長に再度お尋ねします。敷根民有地案は再検討しますか。再検討するということは、敷根民有地案をよいと言ったことは誤りがあったから、もう1回考え直すと、それが再検討です。市長は再検討なさるんですか、お尋ねします。

そして、楠山市長、石井市長が言われた敷根公園前面部を再検討してはいかがですか。一度だめだと言ったことをもう一度考え直すことが再検討なんです。

繰り返しますが、敷根民有地案を一度だめだ、あれはと言わない限り、再検討ではないんです。新しい提案を待つだけというのは、再検討ではないんです。もし本当に再検討するのであれば、敷根民有地のどこがどう悪かったから再検討するんだと、その説明をする必要があると思います。

ぜひ現在地、駅ビル、敷根公園前面部、こういったことも含めて再検討していただきたい。

そして、新しい候補地があるかないかも、有識者、市民を集めてゼロからやるしかないんですね、ここまで来ると。まして、市長は、引き続いて当然選挙後も市政を担う身でありながら、やはり選挙までは何もしないと書いていた。つまり、口では急がなきゃならない、急がなきゃならないとおっしゃいますが、現実の行動としては、とにかく選挙が終わるまでは、候補地はどこがあるんだろう、新しい候補地はあるかないか、その検討すらしないんです。時間をかけることが必要であれば、私は時間をかければ結構だと思います。

楠山市長は何を考えているのかわからないことがまれにあります。新年度予算でも全く理解できない予算が提案されていました。ふるさと下田同窓会応援事業補助金というものです。市内の学校の卒業生20人以上が市内で同窓会を開く場合に、下田市を含む賀茂地域居住者に1人1,000円、その他の地域居住者に1人3,000円をくれる。参加者のうち10人以上が賀茂地域外であることが条件というものです。予算総額は300万円です。この補助金の目的は、地方創生事業として、Iターンやふるさと納税を進め、市内経済の振興を図るというものです。しかし、地方創生事業といっても、国からの財源補てんはなく、全額自主財源。つまり市民の税金で行われる下田市民の負担によるものです。

Iターンやふるさと納税を進めるといっても、実際にはパンフレットを同窓会時に渡して配ってくださいというだけなんです。それで本当に効果が出るんでしょうか。最悪でも、市職員が同窓会の会場に行って、ふるさと納税とIターンの説明をしてお願いするぐらいのことをやらなければ、それをやっても効果があるかどうかは自信が持てないですけども、やはりIターンするといったって、地元で職場がなければ、若い人なら職場をつくる、高齢者だったら、より住みやすい下田のまちをつくっていく、そのほうが僕はIターンを進める、ふるさとへUターンを進める近道であろうというふうに思いますね。

下田市民にも1,000円を配るといいますが、下田市民はIターンもふるさと納税もできませんから、全く意味のない金をばらまくだけなんです。補助金は、同窓会参加者一人一人に手渡すのではなく、同窓会が終わった後に幹事にまとめて渡すということですから、普通に考えれば、幹事は会費を立てかえて、後で市からもらうということになるんでしょう。5,000円会費であれば、3,000円市から来るから、2,000円でいいよ。女性は3,000円会費なら、会費要らないよ、市から後でもらうからと。つまり補助金は同窓会の会費、飲食費になるということです。

特定の個人に飲食費として現金を渡すということが、貴重な税金の使われ方として適切でしょうか。ホテルや飲食店で飲み食いするお金を特定の個人に渡すことが、市内の経済の活

性化になるというのであれば、新年会や忘年会をやる市民に1,000円配るのもあります。

市役所では、4月以降に人事異動があるので、歓送迎会があります。市内の飲食店で歓送迎会をやるのであれば、職員1人ずつに1,000円配るのと同じ効果です。

さらに問題なのは、賀茂地域以外の人なのか、賀茂地域内の人なのかの確認をとることが非常に困難なことです。使われるのが税金である以上、ルールに従っているのか、従っていないのかを厳しくチェックしなければなりません。賀茂圏域の人かそうでないかは、住民票で確認をとる方法もありますが、学生や若い人は、住民票は下田に残して都会に住んでいる人がいます。その場合には、アパート等の賃貸借契約書で確認をとる必要があります。300万円をやるとなれば、1,000人単位の恐らく人がいる。それをできるのか。もし確認をとらないで申請だけで1人3,000円を払うよと配っていくというのであれば、税金の使われ方としてはいいかげんと言えようがありません。

こうした形で税金をとるのは、税金は強制的に徴収されるものです。払いたくなくても払わなければなりません。固定資産税のように支払い能力と直接連動しなくても支払わなければならない税金もあるわけです。しかし、それでも強制的に取れる。なぜか。それは税金が困っている人や市民全体のために使われるからです。特定の個人に飲食費として現金として渡す税金が使われるというのであれば、私はそんな税金は払いたくないですね。

楠山さんが行う事業には、時々うわさがついて回ります。敷根民有地のときもうわさを聞きました。同窓会応援事業でもうわさを聞きました。この応援事業の補助金の最初の申請者は、15年ぶりに開かれる楠山市長の同窓会だよ。同窓会事業そのものが楠山市長の同窓会のためにつくられた補助金だといううわさです。もちろん私は、そんなことは信じていません。あり得ません。あつてはならないことであります。

ただ、300万円もの市民の税金を特定された個人の飲食費に使うことが、本当に適切なのかどうか疑問があります。

楠山市長は、敷根民有地も含め、やはり疑問が起きないようにやってほしいと思います。

私は、12月の議会の後、楠山市長が敷根民有地がよいか悪いか選挙で問うと言ったときに、実は感心したんですね。立派な態度だなと。やはり男としてそうあるべきだと。僕は反対なんですけれども、批判も多いけれども、しかし、自分が敷根民有地が一番いいんだと、こういう信念を持って進めるのであれば、議会で否決された。ならば、市民に真意を問う。まことに立派な態度であろうと、僕は感心したわけでありました。

ある人がこう言いました。どんな候補地にも一長一短があると。完璧な候補地はないと。

ならば、信念を持って自分がよいと思った候補地を進めるしかない。あの記者会見で市民に真意を問う、こう言ったとき、楠山市長は、まさに敷根民有地は市長の信念の問題になったのであります。しかし、その信念がどうも怪しくなっているようであります。

楠山市長にお尋ねします。敷根民有地を候補地に残す。それでは、敷根民有地そのものは再検討したことにはならないのではないですか。いろいろしゃべり過ぎたので、質問がわからなくなったと思うので、質問を整理させていただきます。

最初の質問は、選挙戦の争点にしないということは、当選しても敷根民有地は建設場所として市民の支持を受けたことにはならない、そういう意味でおっしゃったのかどうかということであります。

それから、選挙が終われば、一番有利な敷根民有地で進めると提案がくるのは待つよと。だけど、提案がなければ、それは一番有利な敷根民有地で進める、こういうお考えなのか。

再検討というのは、出されたものが問題があると、欠陥があると、だから、もう1回考え直すと、こういう意味なんですね。それでもう一度聞きますが、敷根民有地案は再検討しますか。そして、再検討するなら、敷根民有地のどこがどう悪かったのか説明してください。

最後は、石井市長が言った敷根公園前面部、これを再検討してみたいかでしょうか。

以上で私の主旨質問は終わります。（拍手）

○副議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

その前に、検討とか再検討とかというのがどういうふうな意味を持っているのかということ自体、私も整理してしゃべることができませんので、その辺の追及はご勘弁いただきたいというふうに思います。言葉の中から真意を受け取っていただければというふうに思います。

まず、位置の問題でありますけれども、先ほどからも述べましたように、敷根民有地案に関しましては、10カ所の箇所をいろいろ比較検討しながら積み上げてきて、議員の皆さんにこちらを適地として提示したところであります。それまではいろいろ説明をさせていただいたと思います。

しかし、結果として、位置変更条例の中で、やはりふさわしくないというようなことの中で、3分の2以上の特別多数が得られなかったということで否決されたことは真摯に受けとめなきゃならないと思いますし、議会の判断でありますので、きちっとそれに対して対応しなきゃならないというふうに思っております。

そういう中で、こちら当局としましては、否決されたとはいえ、そこまで提出させていただいたということは、やはり当局として現状の下田の中で庁舎を建てる。そして、庁舎の機能等もいろいろ考えた中では、ここしかないだろうと。そして、早く建てるという要件も考えれば、ここしかないだろうと出させていただいたものでありますから、否決ということは本当に残念でありますけれども、そこが庁舎の建設位置としては、大きな優位な一案であるというふうな考えには変わりはありません。

そういう中で否決をされ、そして市民の皆様からも、いろいろ聞くところによりますと、ほかの場所もあろうか、あるいはいろいろな工夫もあろうかというようなことも聞いておるところでありますので、賛否両論、まだ分かれています中では、そういうものをきちっと受けとめて、しっかりと新たな提案というものを含めて、もう一度原点に戻ってどうかということだと思います。

伊藤議員がおっしゃるように、敷根民有地が適さない、何が悪いのか、そういうことがその場で論議されれば、十分論議していただきたいというふうに思います。そういう中で敷根民有地が否定されるというのであれば、それはそれできちっと受けとめなきゃならない結果もあろうかというふうには思っております。

そういう場所と時間をつくっていきたいというところでありまして、これに関しましては、議員の皆様からも、しっかりとそういう市民の意見を聞くように、あるいは少し慌てずにじっくりとやるように等々のご意見もいただいているところでもありますので、ただし、この庁舎の現状を見ますと、何年も先にとということで引き延ばすわけにはいかないところでありまして、また長く引き延ばせば、現状の庁舎をどうするんだという大きな問題を解決しなきゃならない。そうすると、それがまた二重投資になるということになると大変なことになりますので、その辺の兼ね合いも見てどうするかという中でしっかりと討議し、決めていく方向のものをつくりたいというふうに思っております。

市民や有識者というふうには表現しておりますけれども、それがどのような形の委員会なり組織になるのかというのは、まだ全く白紙でありますので、当然庁舎建設を進めるに当たって係というものもありますので、そういう面では、その辺のところはどんなふうにしたらいいのかと考えていただくのも一つの大きな仕事かなというふうに思っておりますが、具体的にそれを進めていくのは、6月以降になるのがやはり一番いい判断かなというふうには思っております。

それから、いろいろうわさがということで、何のうわさかちょっと私には判断できないん

ですけれども、もしそういうものの中で、市民の皆さんにきちっとご説明しなきゃならないような、そういう事項でありましたら、具体的に言っていただければご説明をしたいというふうに思っております。

それから、伊豆急の駅ビル等で、これもどのような情報でそのような見解になったかわかりませんが、結果的にはなし得なかったのにはいろいろ理由がありますけれども、伊豆急との合築というのは、私と伊豆急の社長さんとの中でしっかりと論議した話ですし、事務方のほうにおろして、しっかりとお互いの事務方で詰めていきたいと思いますというふうに進めているところでもありますので、全くそういう打ち合わせがなかったとか、公式的にどうこうということは間違っているのかなと思います。

しかし、いろいろ議会でも論議させていただいたように、やはり合築案の中には、問題もいろいろあったり、浸水域だったり、いろいろな問題の中で、やはり実現できないというプランになっていた段階で、伊豆急さんのほうにはご迷惑がかからないようにお断りしたというところがありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、敷根公園に関しましても、当然6月以降の検討の中で新たに出て、そしてそれを論議し、それを適地とするのか、不適地とするのかということもされるようでしたら、それは大いに論議をしていただければというふうに思っているところではありますが、こちらから適地としてということで外させていただいたところは、やはり場所として都市公園というようなこと、あるいは不便さということも感じていることでもありますし、また共有地等のそういう案件もあるというようなことの中で外させていただいたところもありますので、しかし、それを乗り越えて、やはり適地であろうというようなことであれば、それは論議の一つにしていただければというふうに思いますので、そういうものを早く具体的に論議できる、そういう場所と時間をつくりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、新庁舎の建設の中で、同窓会の補助システムの話が出ましたので、簡単にご説明させていただきますけれども、このシステム自体でいろいろ地方創生の中で課題になっていることを全て解決できるというふうには思っておりません。やはり解決するには、伊藤議員もおっしゃったように、雇用の問題とか、いろいろ暮らしやすさの問題だとか、そういういろいろな問題を解決しなければいけない。そういう多様な対応の中で解決される問題だというふうに思います。

しかし、その中で、下田として、今ちょっと切り口を変えた形で対応するアイデアとして

出させていただいたところがあります。これによって、昔、リメンバー下田ということで、外に出られた方に、なるべく下田の情報を提供して、つながりを強くしていき、そしてその中でいろいろな関係性をつくっていくというような策がされたと思いますが、これがやはり廃止された中で、もう一度そういう関係をつくるべきだというようなご提案もあります。しかし、それをなかなか復活するにはデータ等、いろいろなもので大きな問題があります。

先ほども鈴木議員から出ましたけれども、情報発信のやり方の中で、ホームページ等工夫することで、それも補えるのかというふうに思いますけれども、またアナログ的なそういうものも、一つはまた力強いのかなと思います。そういう意味で、今回、こういう外に出られた方に、下田に来訪いただけるきっかけづくり、あるいはそういう中で下田を見ていただいて、またいろいろなご提案をいただく、あるいはふるさと納税等の案内や下田の問題等をご案内させていただく、そういう場所をつくることによって、下田とのかかわり合いが強くなり、いい方向に進むのかなと。あるいはお年寄りが来られても、今、移住の中では、お子さまは仕事を持っていらっしゃるけれども、お孫さんがちょうど学生や就職時期にいるという中で、おじいさん、おばあさんの育ったふるさとにというような戻り方もあろうというふうに聞いておりますし、そういう中で、一つのきっかけ。そして、それ以上に、やはりここで下田で培った、そういうコミュニティをもう1回、こういうものをきっかけになるだけ多く再現してもらうことで、ふるさとを愛していただける市民、あるいは外に出られた方と、そういう関係性を強めるのも、やはり暮らしやすいまちづくりの一環かなというふうに思っております。

そして、経済的に言えば、どのように使われるかは、別に限定されているわけじゃございませんので、同窓会を開催するに当たっての費用に使っていただくということになりますけれども、それが議員がおっしゃるように飲食のほうに回ったとしても、まちの旅館、ホテル、飲食店と、まちの施設を使うという要件になっておりますので、そういうものの中で経済の循環ができ上がれば、それはそれで一つの活性化のかなというふうにも思っております。

ですから、これ一つで移住とか定住とか、そういうものが解決するというふうに思っておりますが、何らかの手だての一つになればということで始めさせていただいたところであり、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（竹内清二君） 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） これから先、一問一答でもよろしいでしょうか。

○副議長（竹内清二君） はい。

○9番（伊藤英雄君） では、最初は、再検討か検討かという用語について、正確には使っておられないというお話で、そうであれば、言葉の用語のことで議論しても、非生産的ですし、余り意味があることではないので、まず敷根民有地について再検討ということではないよと。敷根民有地について、市長は一番いいと思う。しかし、それ以外の場所については、謙虚に耳を傾ける。敷根民有地の再検討ということではないということによろしいでしょうか。

○副議長（竹内清二君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 敷根民有地を一案として、他の案も含めて、そして原点に戻って比較検討するということがまずはスタートかなというふうに思っております。

○副議長（竹内清二君） 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） わかりました。敷根民有地を再検討するのではなく、敷根民有地を含めて建設場所として適切な候補地を探していくということですが、その場合に、新聞では、市民、有識者によってつくるよと。それは選挙後だよということですよ。その選挙後にどのようなそういう組織をつくる。そして、その場所の候補地の提案は、そこでやるのか、それとも市長のほうで提案するのかお尋ねします。

○副議長（竹内清二君） 市長。

○市長（楠山俊介君） その組織とか進め方につきましては、先ほど言いましたように、全く白紙状態でありますけれども、これからどのような形にするか見えるようにしていかなきゃいけないというふうに思います。

時間的なものから言いますと、6月を待たずに準備というのはできるかとは思いますが、しかし、執行は6月以降でなければ失礼かなというふうに思います。

組織として、12月の議会にも沢登議員のほうから100人委員会というようなことの中で、そのくらいの規模でやられることも必要ではなかろうかなという提案もいただいておりますが、そういうほどの規模になるのか、もっと少人数になるのか、あるいは有識者、市民が一緒になるのか、あるいは別の組織になるのか、どのような組織にしたら一番上手に進んでいくのかというのは、まだ白紙ですので、これはきちっと考えながら決めていきたいというふうに思います。

それと、位置の提案でありますけれども、現段階では、当局としては、新たな位置を提案するということにはありません、その部分は。しかし、議員の皆様や、あるいは市民の皆様等々から、こういう場所はどうだろうとか、あるいはそこまでいかななくても、こういう場

所の要件、こういう要件の合う場所にすべきじゃなかろうかというような、そういう提案もあろうかというふうに思いますので、そういう提案を受け取りながら、それを当局として調査するとかということが必要があれば、それはやらなきゃならないことでもありますので、その辺のところの聴取というか、集め方というのは、またこれも考えるところでもありますけれども、その辺もやっていかなきゃいけないなというふうには思っております。

○副議長（竹内清二君） 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 庁舎の建設場所は、実は言うのは簡単だけれども、現実的にそこが適地かどうかというのは非常に難しいんですね。土地の権利関係がどうなっているのか。実際の面積がどうなっているのか。地質調査もしなきゃいけないですし、周りの権利関係から環境も調べなきゃいけないし、その場所が空き地でない場合も、当然別の用途で使われている場合もある。こうしたことを含めて検討していくとなると、なかなか素人に提案しろと言っても困難なんです。

ただ、議員に提案しろと言っても、議員もなかなか忙しい身で、これで、実際にどこをどうしろと言われても、単に思いつきといいますか、その程度のことは言える。だけれども、権利関係を含めたり、土地の地質だったり、一体どの程度の庁舎をつくったらいいのか。建物の強度も、土地の強度も、こういうものを含めて、なかなか案を出せということになると、ほとんど僕は実際上は不可能なんだと思う。

多分、今までやはり新庁舎、石井さんの時代からやっていたんだけど、やはり市民のいろいろなアイデアはあるけれども、実際に進めるとなると、なかなか素人に適地を出せと言われても、これはなかなか難しい。

100人に聞いたら、百通りの案があるかもしれないけれども、実現性だとか費用、あるいは影響とか考えると、なかなか難しい。

実際には、やはり例えば職員が専門に探して、権利関係も含めて、あるいは土地の地質や地形も含めて、その上で候補地は決まってくるんですよ。それをやれるのは、実は市長だけ。候補地を一民間人にそのまま丸投げしても無理で、聞いていると、実際上は、もう敷根民有地以外に適地はないよと。だって、情報も何も出せないもの、普通の人は。

市長、あなたが敷根民有地以外を再検討するしか実はないんだ。その具体的なこの場所どうですかという検討は、石井さんはやった。楠山氏は、もう敷根民有地で審議会のほうで場所の議論しなかったけれども、それは間違いだったということで楠山さんも認めておられるんでしょから、今度やるときには、楠山さんが敷根民有地以外を探してこなければ、少

なくとも部下に探すように命じなければ、これは一民間人に丸投げは乱暴だと思いますよ。

○副議長（竹内清二君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 位置に対して、具体的にどこそこで、その地質がどうだとか、面積はどうだとか、そういうもろもろのこと、そういうものを当局として提示された場合、調べるといことは、それは可能だというふうに思います。

しかし、現段階で庁舎をどういう場所に建てるべきなんだ、どういう場所はいけないんだという論議をしてきたと思います。そういう中で、例えば現段階でこの議会でも十分論議をし、要件として提示したのは、やはり下田の庁舎を建てるには、浸水域はまずいだろうというようなことがあったと思います。しかし、浸水域でもいいんだよということになれば、また場所の選定は変わってきます。あるいは今回の中でも、総額ですけれども、30億円の費用が、高いだろうとか、あるいはそれでも別に構わないだろうという、あるいはもっと高くてもいいじゃないかと言う人もあろうかと思えます。そういう中で費用というのは、こうすべきじゃなかろうかと。あるいはなるべく中心市街地に近いところを選定したいというような思いもあったと思います。そういうふうな要件を仮にかえてくれば、また場所の選定は違ってくるというふうに思います。

そういうことを具体的にどこの土地にこんな土地があつてこうだということの提案じゃなくても、市民として使いやすい下田の庁舎を建てるに当たっては、こういう場所がいいんだとか、こういう要件でほしいんだとかということだつて一つの提案だというふうに思います。そういう提案を、その提案に合うものを探せというのであれば、それはあるかどうかはわかりませんが、探す作業というのはできますけれども、これまで10カ所以上は、やはりそういうものを比較検討しながら選んだところがありますので、現段階では、それ以上にどこがあると言われても、当然思いつかないところのぎりぎりで議会の皆さんに諮っていただいたところがありますので、それはちょっと現段階では具体的に出せないというのが実情であります。

○副議長（竹内清二君） 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 大変よくわかりました。結局、敷根民有地以外にないということなんです、実は。両手で敷根民有地を持っていたら、これを放さない限り、新しい候補地は持てないんですよ。つまり敷根民有地が悪いと言っている僕、反対する人であれば、敷根民有地以外で適地はないかと探すわけですよ。でも、敷根民有地がいいと言って両手に抱え込んでいる人が、新しいところを持てないんですよ、新しい案を。

実際、楠山さんは、敷根民有地以外はないとおっしゃっている。だから、言葉では再検討しますよとか、場を設けてやりますよと言うけれども、実際上は敷根民有地が一番いいと思っていたら、それ以外のところはないんですよ。それ以外は、だって、それ以外を検討した結果、敷根民有地しかないとおっしゃっているんだから。つまり敷根民有地を1回、あそこは反対が多くて、危険で高くてだめなんだ、こういう議会の結論、市民の9,577人の反対の声を真摯に受けとめるなら、敷根民有地は1回捨てて、それ以外を探す。これしか楠山さんが市長である限り新しい候補地は出ないんです。

だから、敷根民有地以外の場所を建設候補地として検討する道は2つしかないんです。楠山さんが一旦敷根民有地は危険であり、建築費も高くなり、反対の声も多い。議会でも否決された。だから、一旦やめますということにするか、敷根民有地に建てますという考えを持っていない方が市長になるか。これ以外に実は新しい候補地というのは出てこないんじゃないですか。

○副議長（竹内清二君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 当局としてやるべき仕事というのは、一生懸命かからせていただきますけれども、新しい提案される案というのを誰が出されるのかというときに、市民の皆様や、あるいは議員の皆様等々の中に、やはりあるというふうに聞いておりますので、そういうものをしっかりと出していただければ、それをきちっと討議できるのではなかろうかと。

しかし、当局として、今まで言った要件にかなう、そういうものを幾つものということは、今までやった10カ所のを提示することは簡単でありますけれども、それ以外にどうかというのは、現段階ではなかなか難しい作業ですし、当局としては、やはり敷根民有地を一案として考えていただきたい。

しかし、それを市民の皆様、有識者の皆様等々、そういう会の中で、敷根民有地というのは、こういう理由でやはりだめだというのであれば、それはそれで受けとめなきゃならない状況だというふうに思いますけれども、こちらから幾つもの敷根民有地に対する他の案を出すということは、それは果たしてそれ以上のものがなかったもので、敷根民有地として議会に出させていただいたことがありますから、その辺のところは、新しい発想で市民の皆様や議員の皆様から出していただくことで、我々も確かに気づくことだとか、考えなきゃいけないことが出ようかと思っておりますので、そういうものを期待したいというふうに思っているところであります。

○副議長（竹内清二君） 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 大変よくわかりました。

結局、楠山市長は、敷根民有地以外に提案できないと。なぜならば、そこが最適地だから。だけど、ほかに案があれば聞くよと。聞くけれども、自分はもう敷根民有地が一番いいと思っているから、それ以上のものを準備できるかどうか。なかなか一市民にそれはできないですね。それをつくろうと思ったら、やはり市長という最高権力者、最高責任者の地位が必要になってきちゃうんです。

今回の答弁で楠山市長は、あくまでも敷根民有地で私は進めると。しかし、選挙が終われば、案は聞くよと、こういう結論だと思うんですが、首を振っておられるので、一応お考えを。

○副議長（竹内清二君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 議会に出ささせていただいて取り上げたものですので、優位な一案としてありますけれども、ですけれども、これを決めるために、そこにするために委員会をつくるというふうには言っておりません。それは一案として議論いただきたいということでありますので、別に今後の進め方として、敷根民有地を予定地に決めるための作業をしていくというふうなことは言っておりません。一案として論議いただき、その中で他のいい提案もあった場合には、しっかりと同じ土俵の中で論議いただき、そちらがよしと言うのであれば、そちらのプランのほうの計画に移行しても、それは構わないことだというふうに思います。まずは市民に歓迎されるきちとした庁舎をつくるということが目的でありますので、そのためにということであります。

その提案の部分も、市民の方に——先ほど言いましたが——専門家のように全ての調査を研究もし、しっかりと書類をつくって提案しなければ提案書じゃないなんて言っているのではなく、市民の方からこんなところはどうだろうとか、あるいはこういう要件をつけたらどうだろうとか。先ほど言ったように、これが本当かどうかわかりませんが、浸水域という中でもいいじゃないかと言うのであれば、またそれは選択肢が広がるというふうに思いますし、あるいは建築費の問題も、高くする、安くする、どこが高い安いは別としても、そういう中でまた広がるかもしれませんけれども、そういう要件もあってここまで来たので、その要件を外すと、それはまた可能性もあろうかとは思いますが、その要件を外していいのかという論議もしていかなきゃならないところでもありますので、そういう意味で原点に戻ってという表現の中で論議をしていただけるような場所をつくりたいというところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（竹内清二君） 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 楠山さんは誤解をしているのか、わざとそういうふうに答弁されるのかわからないんですが、結局、楠山市長としては敷根民有地が一番いいと思っている、考えていると。だから、それ以外の案は出しませんよと。だけど、ほかの案があれば、それを聞く場を設けるよと。自分は敷根民有地以外の案は出さないと、こう聞こえているわけですよ。

それは、自分としては敷根民有地でいくしかないよと。だけど、選挙が終われば、提案があるなら、それは聞きますよと。ただし、非常に急ぐ事項だから、先延ばしできない事項だから、その時間は短いよと、こうおっしゃっているんです。だけど、それだと、結局は敷根民有地しかないんです。

市長の持っている権力は大きいですよ。知っていて言っているのか、とぼけて言っているのか知らないですけども、市長に対して一個人でなかなか案は出しづらいですよ。僕も商売もやっているし、いろいろなことをやるし、議員活動もあるし、なかなか専門でやるわけにはいかないですよ。無責任な提案になりますからね。

やはり市長がしっかりと、敷根民有地は9,577人の反対署名があって、議会で否決された。だから、敷根民有地はもう1回考え直す。1回捨てるよと。これをしない限り、敷根民有地でやる。ただ、選挙が近いから、反対が多くて、票が逃げるんじゃないかと、そういうふうに聞こえてしまう。これはほかに道はないですよ。敷根民有地を楠山市長が一旦、9,577人の意見を聞いて、議会の議決を受けてやめる。敷根民有地は間違っていた。そして、新しい候補地を探します。それならわかりますよ。だけど、自分はもう敷根民有地が一番いいんだと。あと違うところがあるなら言ってきなさいよ。それは、最高権力者が庁舎の建設地を探す態度じゃないです。ちょっと嫌味な言い方をすれば、敷根民有地を押しつけるやり方です、手法としては。

大変残念な結果になるんだけど、本当は9,577人の請願と議会の否決を持てば、一旦敷根民有地を白紙にして、新しく新しい場所を探すと。市民の合意が得られる場所を探す。これが実は求められているんですね。そのことをやはりしっかりと楠山市長に受けとめていただきたいし、だけど、今までの答弁では、どうも受けとめることができない、敷根民有地は捨てられないようなので、そうなると、市長選で結論を出すしかないんだよね、実はね。だけど、争点にしないと。

最初の質問に答えていなかったですね。当選しても、敷根民有地は建設場所として市民の支持を受けたことにならないと、それが争点にしないとということだと。これに対する返事い

ただけますかね。

○副議長（竹内清二君） 市長。

○市長（楠山俊介君） これは議会のほうでも言っているはずですけども、市長選は、庁舎建設をどうするかとか、敷根民有地をどうするかと、それで行うものではございません。ほかのいろいろな重要案件も含めた中でやっていくものです。

しかし、庁舎の問題は重要な問題でありますので、それを全く無視して論議しないというわけにはいかないですし、論議すべきだというふうには思っております。

そういう中で、仮に私が当選させていただいた。当選したから、私の言っている敷根民有地が正しくて、そしてそれを皆さんに聞いてもらうのが当たり前なんだという、そういう論議は乱暴な通らない論議だろうということは、12月のときにも言わせていただいております。これはきちっと仮にそういう状況であったとしても、議員の皆さんにしっかりと審議いただき、議決いただくわけでありますから、そういう意味の中で、そういう当選したから民有地がどうこうではなく、当選する中で、市庁舎を早くつくっていかなきゃならない、これが第一義ですから、敷根民有地につくるのが第一義ではなく、庁舎をしっかりと早くつくらなければならない。そのためにどこにつくるかという中で考えてきた場所が敷根民有地だというだけでありますので、そういう意味で、庁舎を早くつくるためにはどのように進めていったらいいかという中では、先ほどから説明していますように、一案として戻していただき、原点に戻って、他の提案も提示されれば、それも含めて、市民の皆様や有識者の皆様等々に審議いただいて、そしてどういうふうにこの庁舎を上手に進めていったらいいか、そういうものをしていく時間は持つことがある意味一番早道であり、一番解決方法だろうというふうに判断して進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（竹内清二君） 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） もう議論が全くかみ合っていないので、これ以上は無駄に時間を過ごすだけのような気がするので、最後に私の意見を言って、これ答弁を聞くと、また意見が言いたくなるので、できることならこれで終わりたいんですが、楠山市長としては、敷根民有地は最善のところだと。だから、それは進めたいと。捨てられないよと。もっとそれを上回る案があれば出してもらいたいと。自分はほかの案は出せないと。したがって、ほかの案を誰が出す、その案が楠山市長が納得するかといたら、納得しないでしょうね。もうさんざん検討して、幾つもの提案をやって、探して、考えに考え抜いてやった敷根民有地ですよ。だったら、私に言わせれば、今でも反対が多い。しかし、議会も否決した。それでも私は敷

根民有地が一番いいんだ。これが恐らく楠山市長の本音ですよ。今までの議論を聞けば本音でしょう。聞いている人の9割以上はそう思っていると思います。

○副議長（竹内清二君） 3分前です。

○9番（伊藤英雄君） ありがとうございます。

だけど、楠山市長は、それを認めませんよね。なぜですか。選挙だからです。それならそれでいいですよ。ただ、人間、正直であったほうがいいと思いますよ。

市長選は、市庁舎だけの問題ではないけれども、市庁舎を外してはないんです。外せないんですよ。ほかのことも語らなきゃいけないけれども、市庁舎問題を抜きにはできない。そして、もう今までさんざん一番敷根民有地がいいとおっしゃった。正直に敷根民有地で、当選すれば敷根民有地で庁舎は建設する方向でいくとおっしゃってれば、正直だなどと思いますけれども、そうおっしゃると選挙で不利になるということでおっしゃれないんだろうと思いますけれどもね。

じゃ、これで終わります。（拍手）

○副議長（竹内清二君） これをもって9番、伊藤英雄君の一般質問を終わります。

○副議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします

なお、5日、6日は休会とし、7日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

なお、各派代表者会議を午後3時25分から開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 3時15分散会